

令和３年度 地球温暖化問題等対策調査事業
(バーゼル法関連事前相談業務)
相談実績等年次報告書

令和４年３月

一般財団法人 日本環境衛生センター

目 次

第1章 業務の概要	1
1. 業務の目的	1
2. 業務の概要	1
3. 業務実施期間	4
第2章 令和3年度事前相談業務実施状況	5
1. 事前相談の実施件数（総回答件数）	5
2. 輸出入別相談件数	7
3. 輸出相手国・輸入相手国別相談件数	7
4. 相談者の業種別相談件数	10
5. スクラップ等の輸出入事前相談結果概況	11
第3章 再生資源等の輸出入実態に係る情報の整理・解析	30
1. 事前相談実績と財務省貿易統計との比較	30
2. 事前相談件数実績と取引価格との比較	32
3. 税関別事前相談実績	35
第4章 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査（満足度調査）	37
1. 調査方法	37
2. アンケート回答状況	38
参考資料	49
参考資料1	50
参考資料2	51

第1章 業務の概要

1. 業務の目的

近年のアジア各国等の急速な経済成長による原材料需要の伸び等に伴い、我が国からアジア各国等への再生資源等の輸出量が増加している。

これら輸出される再生資源等の中には「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）やバーゼル条約の国内担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）の規制対象物に該当するものがある可能性があり、その場合、バーゼル法に規定する手続きを経なければ、バーゼル法違反となるだけでなく、輸入国との貿易問題や環境被害を引き起こす恐れがある。

再生資源等を輸出入している我が国としては、有害廃棄物の不適正輸出入を防止し輸入国及び我が国での環境問題の発生等を未然に防止することが重要である。

一方で、バーゼル法の規制対象物（特定有害廃棄物等）か否かの判断は、バーゼル法等関係法令についての理解や有害廃棄物等に関する知見を有していない者にとっては、困難であり、輸出入する貨物（提出された事前相談書類に記載された内容）について、バーゼル法に規定する規制対象物（特定有害廃棄物等）に該当するか否かを事業者が判断する際の支援策として口頭での助言サービス（以下「事前相談」という。）が行われている。

本業務は、近年の再生資源等の輸出量の増加により、事前相談についても件数が増加し、再生資源等の輸出入に係る規制内容のさらなる周知・徹底を図る必要が生じてきていることから、輸出入貨物がバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否かに関する事前相談業務の実施体制を強化するとともに、併せて、中古品、再生原料等の輸出入業者の輸出入の実態を調査把握することを目的とした。

2. 業務の概要

（1）バーゼル法規制事前相談業務

輸出入業者等相談者から提出された事前相談書、関係書類等を基に、当該輸出入貨物がバーゼル法規制の対象となるか否かを判断し、原則として相談を受けた翌日までに相談者へ回答した。

ア. 相談対象品目

当該業務の相談対象は、以下のとおりである。

- 1) プラスチックスクラップ（ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等）
- 2) メタルスクラップ（金属（金属化合物を含む）又は金属を含むもの（廃触媒、ミックスメタル（自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む。）等）
- 3) 中古製品（家電製品、自動車部品等）
- 4) その他バーゼル法等に関する問い合わせ等

上記問い合わせに対しては、パンフレットやバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等の輸

出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令等の資料が掲載されているホームページの紹介、又は、FAXや手交する等により規制の内容について口頭で説明し、周知を図った。

なお、上記以外の案件、並びに判断が難しい案件等については、経済産業省資源循環経済課等に相談の再依頼を行った。

イ. 相談実施方法等

1) 相談の受付

- ・ 相談依頼者に対し事前相談書及び関係書類の提出（FAX 又はメール）並びにその後の電話連絡を求めた。
- ・ 相談の受付は、土・日・休日を除く平日の午前9時30分から午後4時とした。

2) 結果の回答

- ・ 提出された資料等に基づき当該輸出入貨物がバーゼル法規制の対象となるか否かを判断し、事業者へ回答した。
また、併せて、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実には輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」という旨を伝えた。
- ・ 回答は全て電話によるものとし、文書による回答は実施していない。

ウ. 相談記録の作成、報告及び保存

1) 相談記録の作成と報告等

- ・ 相談を受け、回答した案件については、環境省が運用する事前相談管理システムで指定する様式（CSV ファイル）にて相談記録を作成するとともに、原則当日中に当該システムに仮登録し、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課に対し公開依頼伺を行った。
- ・ 上記公開依頼伺に際しては、当日の相談記録（エクセルファイル）を添付した。
- ・ 上記回答案件については、相談者から提出された事前相談資料を、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課から指示を受けた内容に基づき PDF に変換した上で、事前相談管理システムに添付した。
- ・ 毎月最終日に、品目別毎の相談件数および問い合わせ件数を集計の上、資源循環経済課に報告した。
- ・ 資源循環経済課との定期連絡会を設置し相談案件等に係る情報交換を行った。
- ・ 不適正事案等につき、資源循環経済課、環境省及び関連する地方環境事務所、税関より事前相談資料の送付依頼があった際には、速やかに対応を行った。

2) 記録の保存

- ・ 回答後の相談書類については、PDF 化を行い、必要な保管・管理を行った。

事前相談業務の流れを図 1-1 に示す。

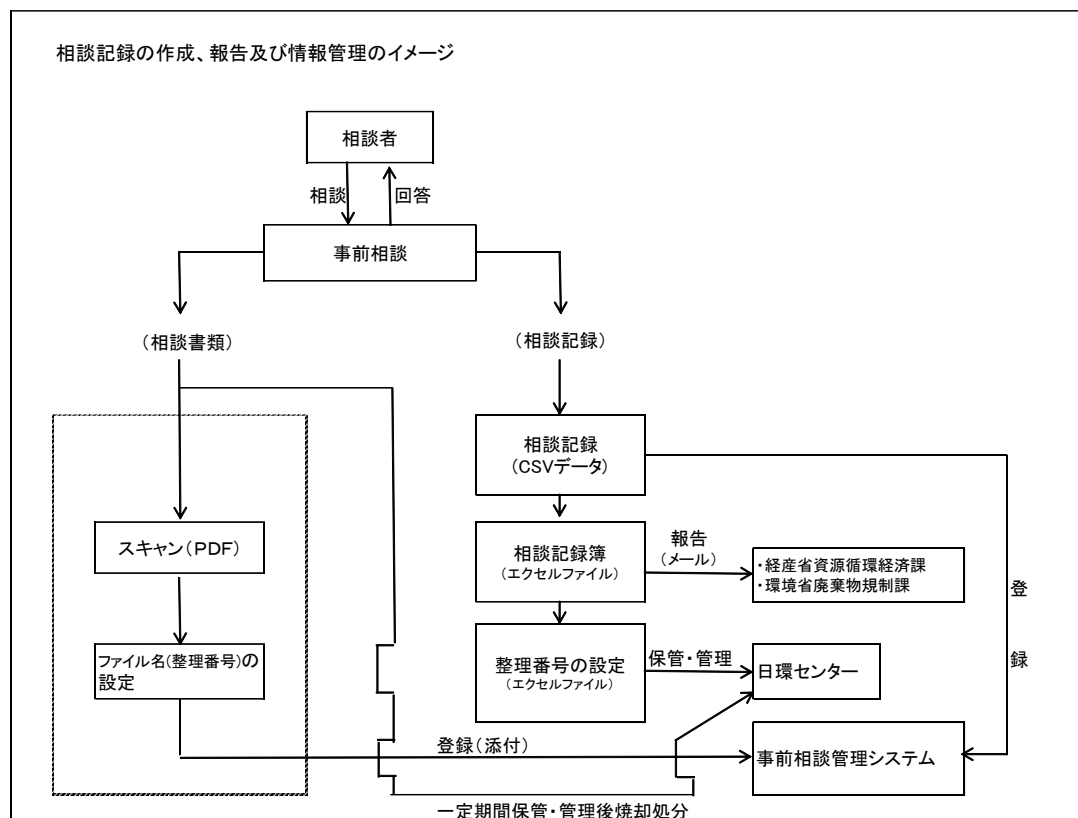


図 1-1 事前相談業務の流れ

エ. 実施体制

1)業務を行う場所

一般財団法人日本環境衛生センター

総局資源循環低炭素化部バーゼル法事業課

2)業務担当者

氏 名	所 属	備 考
立尾 浩一	総局資源循環低炭素化部長	統括管理
福井 隆広	バーゼル法事業課長(～7月)	
小松 貴子	バーゼル法事業課副主査	
遠藤 幸平	契約職員	
森下 清伸	契約職員	
椎谷 陽子	契約職員(～6月)	
小澤 賢	契約職員	
篠田 弓佳	契約職員	
中越 武美	契約職員(8月～)	
神戸 敬尚	契約職員(10月～)	
庄司 澄子	契約職員	

（２）再生資源等の輸出入実態に係る情報の整理・解析

事前相談業務に関する情報をデータ化し、月別、品目別、相手国別等の相談件数及び取引量を集計し、再生資源等の輸出入の動向及び相手国側規制や再生資源価格変動等との関連等について分析した。

- ① 当該年度における月別、品目別、相手国別等の相談件数及び取引量に関する集計解析
- ② 事前相談実績と財務省貿易統計等との比較（事前相談のカバー率の推定）
- ③ 市況取引価格等の変動に対する事前相談件数の動向
- ④ 税関別事前相談実績

（３）満足度調査

契約履行期間内の特定の期間（約１ヶ月）において、利用者満足度に関するアンケート調査票を相談者（約１００社）に配布し、結果を取りまとめた。

以下の内容を含むアンケート票を作成し、メールまたはファクシミリにて相談者に送付し、回答を求めた。

- ・ 相談関係書類の作成・送付等に関すること。
- ・ 受付時間、申請から回答までの時間、相談員の対応等
- ・ その他事前相談に関する意見・要望等

３．業務実施期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

第2章 令和3年度事前相談業務実施状況

令和3年度内（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に経済産業省へ報告を行った相談実績（回答件数）に基づくスクラップ等の輸出入の概況は以下のとおりである。

事前相談は、メタルスクラップ、ゴムスクラップ、プラスチックスクラップ（以下「廃プラ」という。）、灰・スラグ・ドロス・汚泥、廃触媒、中古電気機器、中古（その他製品）、その他の8品目を対象に事前相談を行った。

・集計期間：令和3年4月1日より令和4年3月31日

1. 事前相談の実施件数（総回答件数）

令和3年度の上記集計期間におけるバーゼル法規制に係る事前相談実施件数は、総計16,274件であった。月別品目別相談件数の状況を表2-1及び図2-1に、品目別相談件数の割合を図2-2に示す。

なお、相談件数が5月以降急激に減少に転じているが、過去に相談実績のある非該当貨物及び輸出者自身が判断可能な相談を受付けないこととしたためである。

表2-1 月別相談実施件数（総括）

(回答件数)

	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	廃鉛バッテリー	灰・スラグ・ドロス・汚泥	廃触媒	中古鉛バッテリー	中古電気機器	中古遊技機	中古（その他製品）	その他	合計
2021年 4月	2,176	10	1,544	0	21	11	0	48	0	5	11	3,826
5月	1,150	10	795	0	14	9	0	46	0	9	10	2,043
6月	1,020	9	634	0	14	4	0	45	0	9	7	1,742
7月	663	5	496	0	5	1	0	47	0	2	5	1,224
8月	567	3	457	0	4	2	0	32	0	6	2	1,073
9月	645	4	493	0	3	0	0	31	0	6	1	1,183
10月	625	4	454	0	2	0	0	30	0	3	1	1,119
11月	610	4	423	0	3	0	0	38	0	7	3	1,088
12月	553	3	370	0	3	0	0	28	0	6	1	964
2022年 1月	394	1	157	0	3	0	0	29	0	5	1	590
2月	444	2	164	0	8	0	0	29	0	4	2	653
3月	494	3	210	0	9	2	0	41	0	6	4	769
合 計 (%)	9,341 (57.4)	58 (0.4)	6,197 (38.1)	0 (0.0)	89 (0.5)	29 (0.2)	0 (0.0)	444 (2.7)	0 (0.0)	68 (0.4)	48 (0.3)	16,274 (100.0)

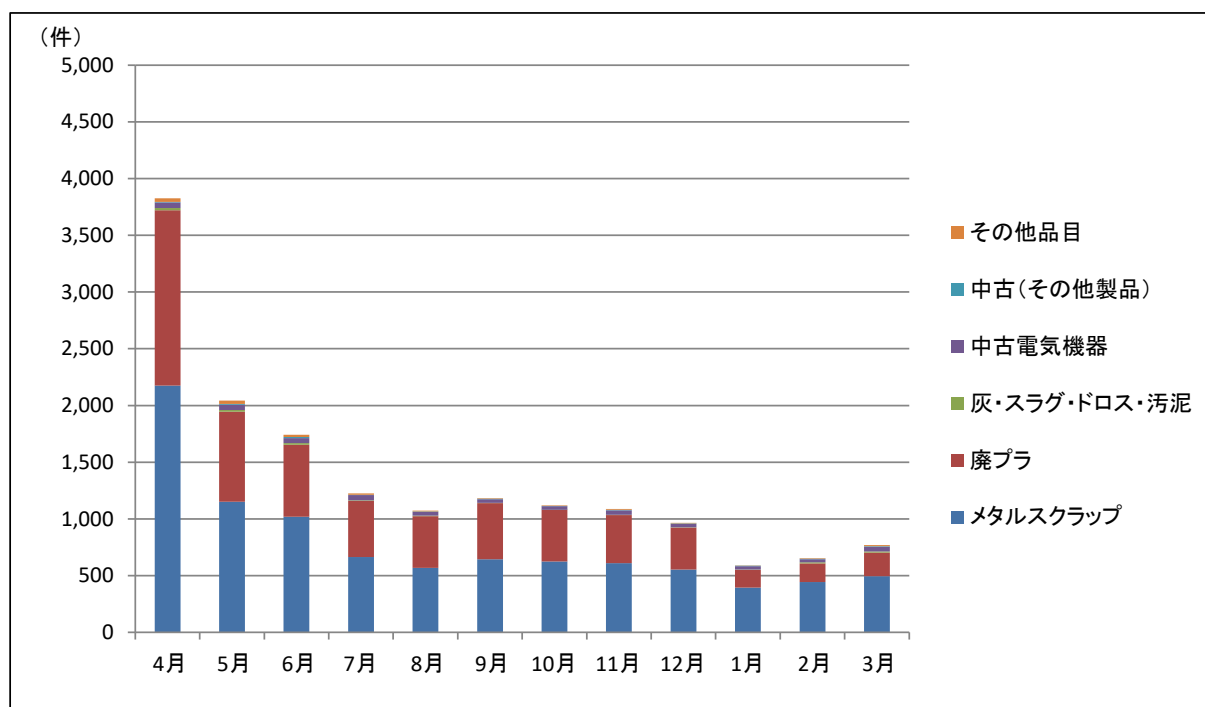


図 2-1 相談件数（総括）の推移

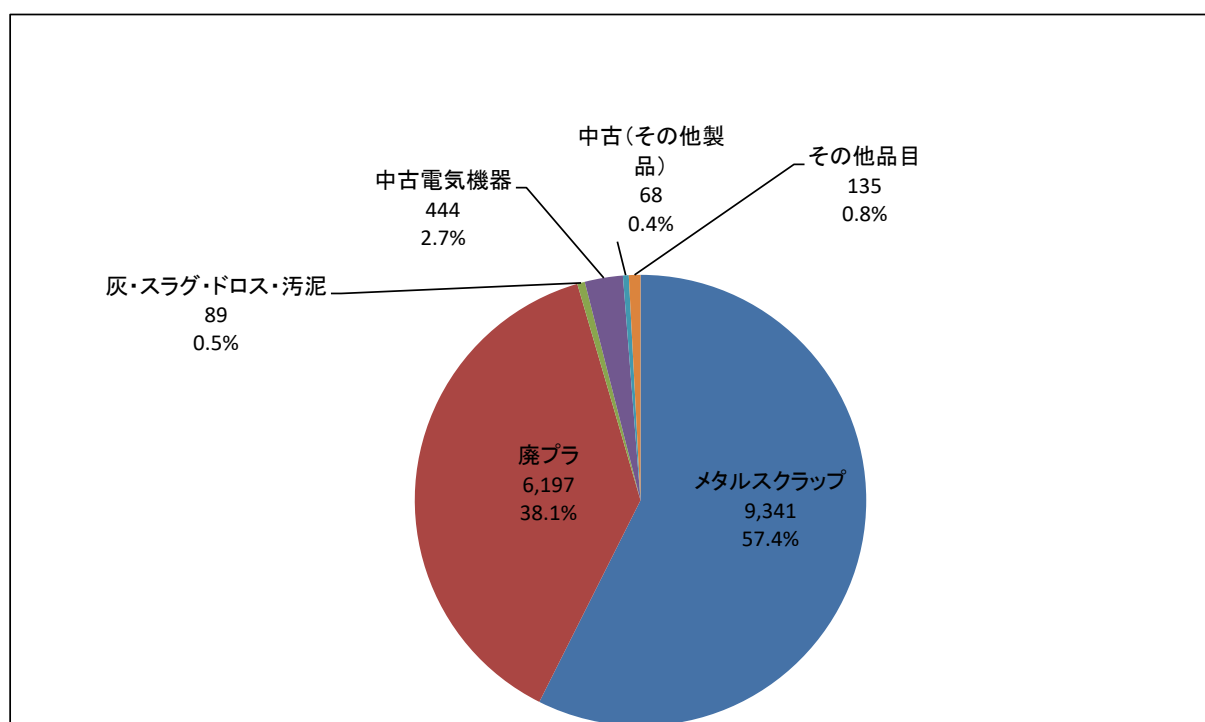


図 2-2 相談件数（総括）の品目別割合

2. 輸出入別相談件数

輸出・輸入案件別の相談件数を表 2-2 に示す。

輸出案件相談件数 16,007 件に対し、輸入案件は 267 件であった。

表 2-2 輸出入別相談件数（総括）

（回答件数）

	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	中古電気機器	中古(その他製品)	その他	合計
輸出	9,166	58	6,183	26	26	444	68	36	16,007
輸入	175	0	14	63	3	0	0	12	267
合計	9,341	58	6,197	89	29	444	68	48	16,274

3. 輸出相手国・輸入相手国別相談件数

（1）輸出相手国別相談件数

輸出相談案件について、輸出相手国別に相談件数を整理したものを図 2-3 及び表 2-3 に示す。割合では、マレーシア 22%、韓国 18%、中国・香港 19%、ベトナム 13%、台湾 9%であり、以上の 5 か国で 81%を占めている。

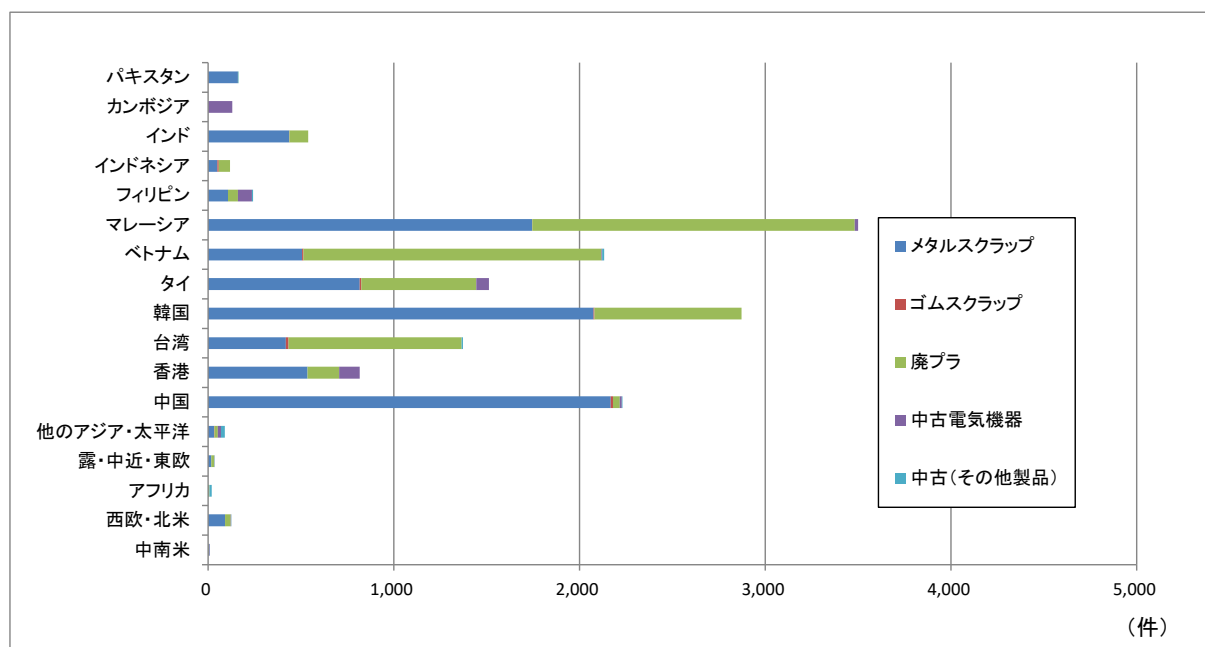


図 2-3 輸出相手国別相談件数（総括）（主要 5 品目を対象）

表 2-3 輸出相手国別相談件数（総括）

輸出相手国	(回答件数)								合計
	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	炭ブラ	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	中古電気機器	中古(その他製品)	その他	
中国	2,168	13	36	11	0	11	4	4	2,247 (14.0%)
香港	536	0	170	0	0	111	0	6	823 (5.1%)
台湾	419	14	932	2	0	0	8	7	1,382 (8.6%)
韓国	2,076	5	792	0	3	0	0	14	2,890 (18.1%)
モンゴル	0	0	0	0	0	5	16	0	21 (0.1%)
フィリピン	107	0	54	0	0	76	5	1	243 (1.5%)
インドネシア	50	7	62	0	0	0	0	0	119 (0.7%)
タイ	817	8	619	3	0	69	0	3	1,519 (9.5%)
ラオス	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
ベトナム	507	7	1,605	0	2	3	11	0	2,135 (13.3%)
マレーシア	1,745	1	1,736	0	0	18	0	0	3,500 (21.9%)
シンガポール	12	2	12	0	0	4	2	0	32 (0.2%)
ミャンマー	1	0	1	0	0	5	0	0	7 (0.0%)
カンボジア	0	0	0	0	1	131	0	0	132 (0.8%)
パキスタン	161	0	1	0	0	0	3	0	165 (1.0%)
バングラディシュ	18	0	4	0	0	0	0	0	22 (0.1%)
インド	437	1	101	2	0	0	0	0	541 (3.4%)
スリランカ	0	0	2	0	0	1	0	0	3 (0.0%)
ベルギー	10	0	0	2	0	0	0	1	13 (0.1%)
ドイツ	25	0	0	1	1	0	0	0	27 (0.2%)
オーストリア	0	0	2	0	0	0	0	0	2 (0.0%)
オランダ	3	0	0	0	2	2	0	0	7 (0.0%)
スペイン	0	0	18	0	0	0	0	0	18 (0.1%)
英国	16	0	0	0	1	0	0	0	17 (0.1%)
フランス	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
アイルランド	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
ルクセンブルク	1	0	0	2	0	0	0	0	3 (0.0%)
ブルガリア	0	0	0	0	0	1	0	0	1 (0.0%)
ロシア	0	0	14	0	0	0	0	0	14 (0.1%)
チェコ	3	0	0	0	0	0	0	0	3 (0.0%)
カザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
エストニア	3	0	0	0	0	0	0	0	3 (0.0%)
ジョージア	0	0	0	0	0	0	2	0	2 (0.0%)
トルコ	0	0	2	0	0	0	0	0	2 (0.0%)
アラブ首長国連邦	10	0	0	0	8	0	0	0	18 (0.1%)
ケニア	0	0	0	0	0	0	7	0	7 (0.0%)
南アフリカ共和国	0	0	7	0	0	0	0	0	7 (0.0%)
モーリシャス	1	0	0	0	0	0	5	0	6 (0.0%)
オーストラリア	0	0	0	3	0	0	0	0	3 (0.0%)
フィジー	0	0	0	0	0	0	3	0	3 (0.0%)
マーシャル諸島共和国	0	0	0	0	0	2	0	0	2 (0.0%)
米国	34	0	9	0	8	0	1	0	52 (0.3%)
カナダ	1	0	1	0	0	0	0	0	2 (0.0%)
ブラジル	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (0.0%)
トリニダード・トバゴ	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (0.0%)
メキシコ	0	0	3	0	0	0	0	0	3 (0.0%)
チリ	0	0	0	0	0	2	0	0	2 (0.0%)
ペルー	0	0	0	0	0	3	0	0	3 (0.0%)
計	9,166	58	6,183	26	26	444	68	36	16,007 (100.0%)

(2) 輸入相手国別相談件数

輸入相談案件については、表 2-4 に示すとおりである。

表 2-4 輸入相手国別相談件数（総括）

輸入相手国	(回答件数)						合計
	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	その他	
中国	17	0	0	0	0	1	18 (6.7%)
香港	2	0	0	0	1	1	4 (1.5%)
台湾	30	0	0	0	0	9	39 (14.6%)
韓国	24	0	1	0	2	1	28 (10.5%)
フィリピン	15	0	1	2	0	0	18 (6.7%)
インドネシア	5	0	4	2	0	0	11 (4.1%)
タイ	19	0	2	3	0	0	24 (9.0%)
ベトナム	0	0	5	1	0	0	6 (2.2%)
マレーシア	9	0	0	0	0	0	9 (3.4%)
シンガポール	6	0	0	0	0	0	6 (2.2%)
バングラディシュ	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
インド	6	0	0	0	0	0	6 (2.2%)
ドイツ	5	0	0	2	0	0	7 (2.6%)
ポーランド	0	0	1	0	0	0	1 (0.4%)
スペイン	2	0	0	0	0	0	2 (0.7%)
英国	3	0	0	0	0	0	3 (1.1%)
ギリシャ	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
デンマーク	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
イタリア	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
アラブ首長国連邦	4	0	0	0	0	0	4 (1.5%)
サウジアラビア	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
オーストラリア	1	0	0	10	0	0	11 (4.1%)
ニュージーランド	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
米国	14	0	0	28	0	0	42 (15.7%)
カナダ	4	0	0	15	0	0	19 (7.1%)
ブラジル	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
メキシコ	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
コスタリカ	1	0	0	0	0	0	1 (0.4%)
計	175	0	14	63	3	12	267 (100.0%)

4. 相談者の業種別相談件数

相談者の業種について整理したものを表 2-5 に示す。輸出者による相談が全体の 53.5%と最も多くなっている。

表 2-5 相談者の業種別相談件数（総括）

（回答件数）

	業種	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	中古電気機器	中古（その他製品）	その他	合計	
輸出	通関業者	1,648	0	723	4	0	32	1	2	2,410	14.8%
	輸出者	5,304	45	3,032	22	25	189	64	30	8,711	53.5%
	輸出代行	2,214	13	2,428	0	1	223	3	4	4,886	30.0%
	合計	9,166	58	6,183	26	26	444	68	36	16,007	98.4%
輸入	通関業者	27	0	0	56	0	0	0	1	84	0.5%
	輸入者	134	0	13	7	3	0	0	11	168	1.0%
	輸入代行	14	0	1	0	0	0	0	0	15	0.1%
	合計	175	0	14	63	3	0	0	12	267	1.6%
輸出入合計	通関業者	1,675	0	723	60	0	32	1	3	2,494	15.3%
	輸出入者	5,438	45	3,045	29	28	189	64	41	8,879	54.6%
	輸出入代行	2,228	13	2,429	0	1	223	3	4	4,901	30.1%
	合計	9,341	58	6,197	89	29	444	68	48	16,274	100.0%

5. スクラップ等の輸出入事前相談結果概況

相談実績をベースに、貨物種類別の輸出入の現状について件数及び取引量の整理を行った（表 2-6 参照）。

なお、ここでは、取引量の重複集計を避けるため、貨物内容の種類や量の変更等による再申請案件等については集計から除外した。したがって、ここで表記される相談件数については、前項にて示した数値とは異なっている。

■集計期間：令和3年4月1日より令和4年3月31日

■その他：件数は、事前相談件数（再申請案件等を除外）

取引量は、事前相談書類として添付されるインボイスに記載されている取引量（NET）

表 2-6 スクラップ等の輸出入に係る相談件数及び取引量

	メタルスクラップ		ゴムスクラップ		廃プラ		灰・スラグ・ドロス・汚泥	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
輸出	8,989	5,516,538.7	55	1,653.7	6,026	242,550.5	26	2,363.5
輸入	175	6,966.5	0	0	14	180.9	63	2,448.7

	廃触媒		中古電気機器		中古(その他製品)		その他	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
輸出	26	547.5	440	4,363.7	65	2,554.1	35	3,562.5
輸入	3	11.8	0	0.0	0	0.0	12	3,917.5

	合計	
	件数	取引量(t)
輸出	15,662	5,774,134.2
輸入	267	13,525.5

また、貨物別輸出相手国別・月別の相談実績（件数・重量）を表 2-7～2-15、図 2-4～2-29 に示す。

(1) メタルスクラップの輸出事前相談結果概況

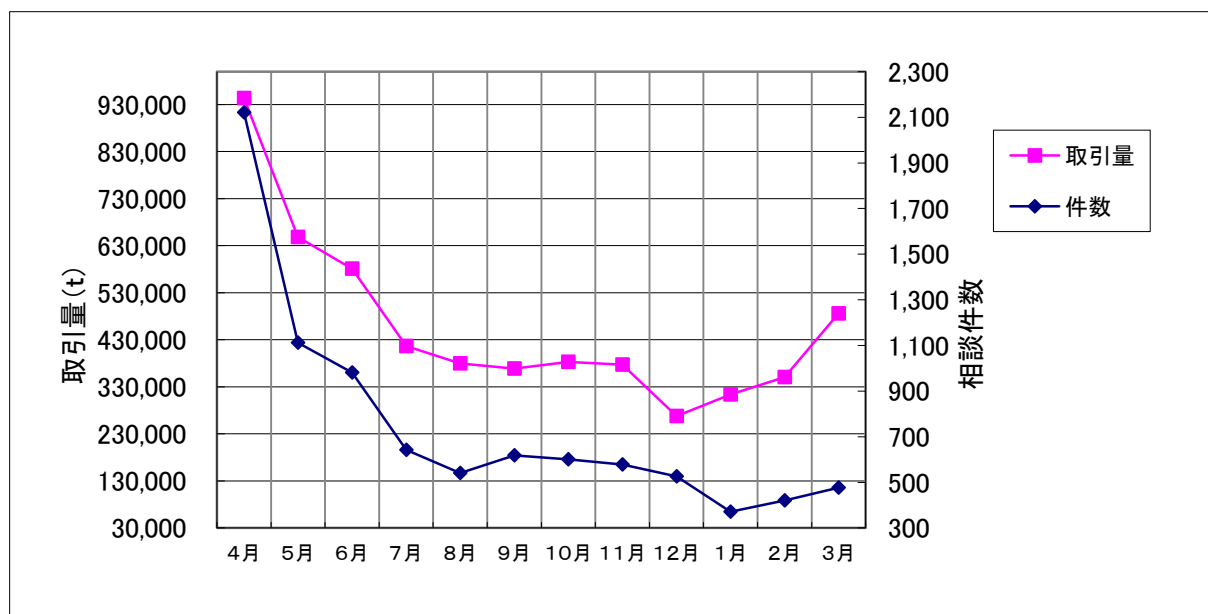


図 2-4 メタルスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量の推移

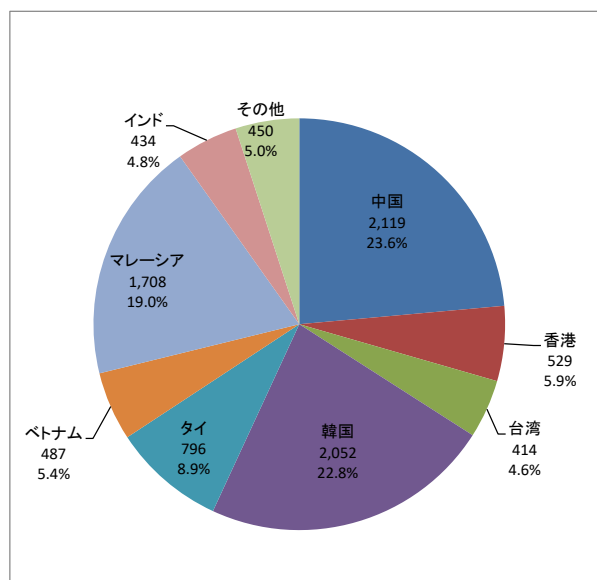


図 2-5 輸出相手国別相談件数（メタルスクラップ）

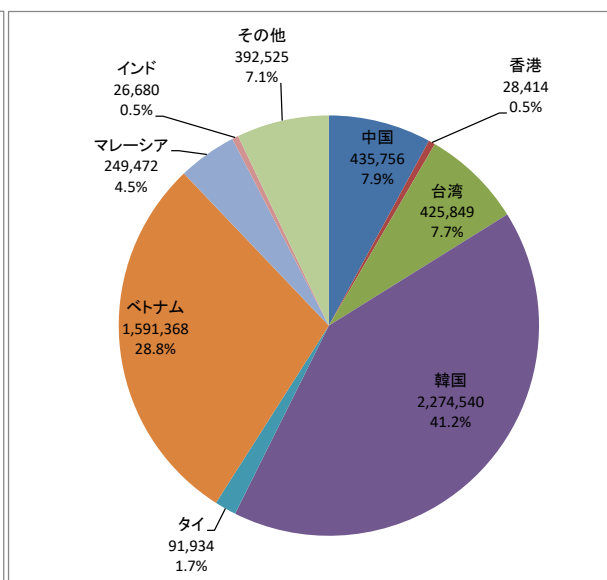


図 2-6 輸出相手国別取引量(t)（メタルスクラップ）

表 2-7 メタルスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	642	113,179	304	80,085	202	67,143	141	17,385	92	18,669	151	16,972	130	20,889	98	21,161	86	9,483	71	11,160	102	25,676	100	33,955	2,119	435,756
香港	104	4,991	69	2,971	67	3,200	30	1,710	28	1,511	23	1,181	36	1,532	36	1,969	31	3,138	34	2,125	32	1,917	39	2,169	529	28,414
台湾	92	75,761	54	44,917	35	20,990	34	37,154	32	31,894	33	53,440	28	15,535	27	21,813	19	24,539	9	12,810	26	48,322	25	38,674	414	425,849
韓国	404	282,444	181	177,404	193	232,609	187	243,821	157	203,099	135	142,223	115	142,318	135	147,542	138	128,556	124	150,193	136	179,927	147	244,405	2,052	2,274,540
フィリピン	25	8,314	13	13,047	10	12,931	8	6,248	5	6,544	8	688	7	486	6	488	7	447	5	435	4	236	3	334	101	50,198
インドネシア	11	14,875	9	26,675	5	7,327	5	9,160	3	11,825	1	25	6	32,906	2	3,325	4	3,730	1	80	1	130	1	80	49	110,138
タイ	132	15,144	79	18,149	80	8,480	62	7,103	35	3,632	46	4,306	46	3,939	63	5,783	67	6,472	59	5,308	63	7,980	64	5,639	796	91,934
ラオス	1	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	45
ベトナム	106	305,585	58	231,069	44	178,467	17	67,663	18	45,801	35	108,844	47	145,567	45	135,327	18	67,895	23	80,979	27	81,759	49	142,412	487	1,591,368
マレーシア	467	54,515	268	34,569	247	25,401	88	20,154	98	22,604	137	31,333	137	17,543	128	26,189	125	16,575	5	212	4	156	4	221	1,708	249,472
シンガポール	5	244	2	65	0	0	1	10	1	55	0	0	0	0	0	0	1	15	1	9	0	0	1	43	12	441
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	0	0	0	0	1	20
パキスタン	36	2,674	19	1,851	37	2,649	20	1,241	10	892	13	832	12	807	1	27	1	27	1	24	2	128	5	231	157	11,383
バングラディシュ	4	59,000	2	14,140	1	18,000	0	0	2	29,700	1	7,700	0	0	1	12,000	1	6,300	3	48,600	1	3,000	2	16,000	18	214,440
インド	76	6,280	43	3,036	50	3,012	41	2,236	50	3,171	29	1,464	25	1,371	26	1,415	22	777	30	1,532	18	1,162	24	1,225	434	26,680
ベルギー	3	78	2	21	0	0	0	0	1	60	1	1	2	80	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	10	279
ドイツ	2	49	2	17	2	768	3	30	2	33	2	38	2	28	0	0	3	53	2	41	3	50	2	40	25	1,147
オランダ	1	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	3	68
英国	2	30	1	18	0	0	1	28	3	68	1	12	2	59	1	18	1	17	1	12	0	0	3	87	16	347
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	1	10
アイルランド	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16
ルクセンブルク	0	0	1	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	120
チェコ	1	50	1	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	84	3	225
カザフスタン	0	0	0	0	0	0	1	2,181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,181
エストニア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	1	14	3	62
アラブ首長国連邦	4	280	0	0	3	87	1	240	0	0	1	27	1	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	662
モーリシャス	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
米国	2	30	2	21	5	88	2	57	2	19	1	8	4	65	8	202	1	12	0	0	1	19	6	185	34	707
カナダ	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
計	2,121	943,613	1,112	648,280	981	581,152	642	416,420	541	379,618	618	369,092	601	383,169	578	377,299	526	268,058	371	313,551	421	350,486	477	485,801	8,989	5,516,539

(2) ゴムスクラップの輸出事前相談結果概況

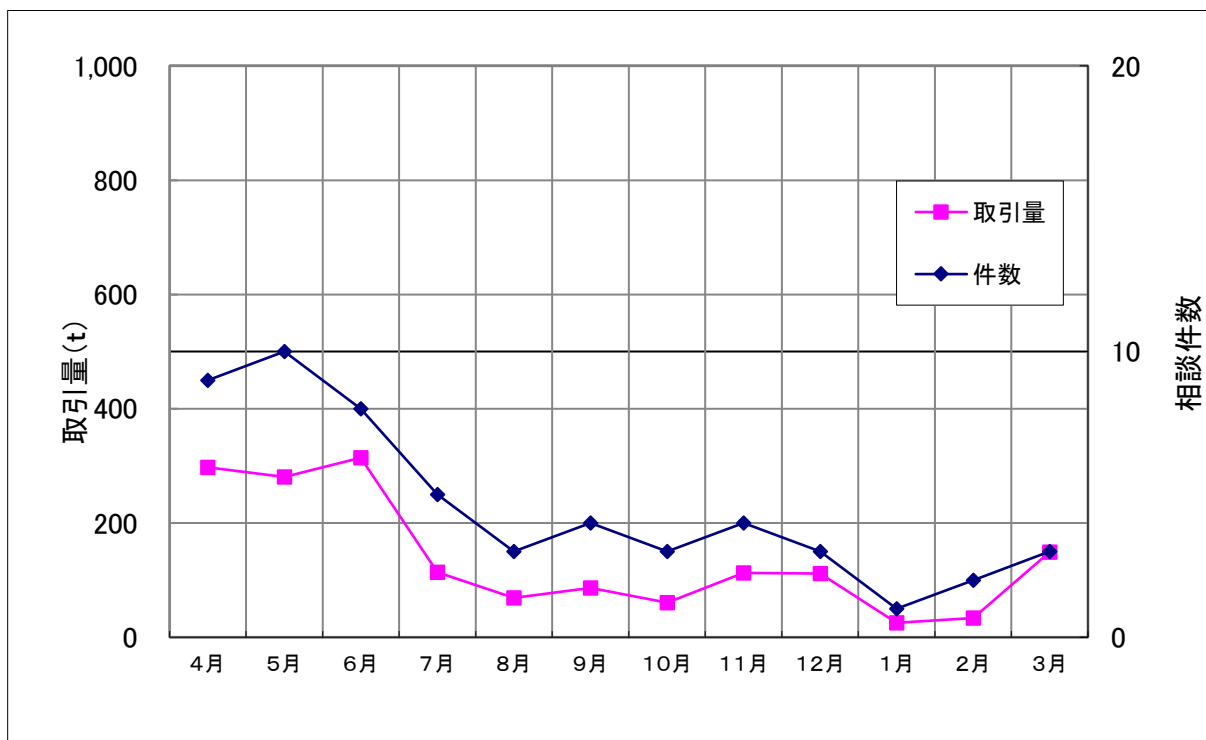


図 2-7 ゴムスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量の推移

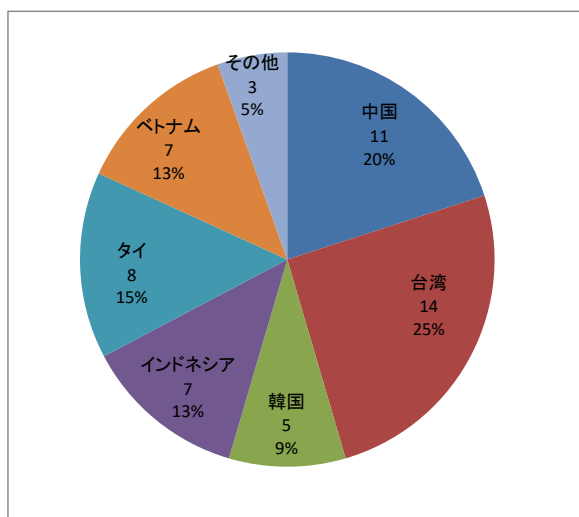


図 2-8 輸出相手国別相談件数（ゴムスクラップ）

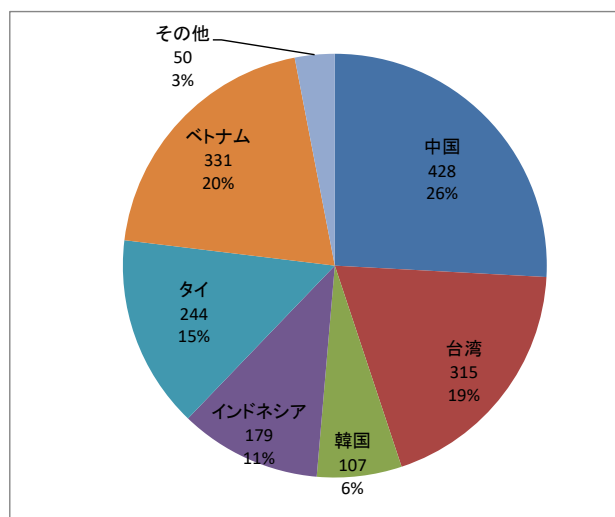


図 2-9 輸出相手国別取引量(t)（ゴムスクラップ）

表 2-8 ゴムスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	3	131	3	93	1	78	0	0	1	26	0	0	1	25	0	0	0	0	1	25	0	0	1	50	11	428
台湾	1	18	2	50	4	83	1	24	0	0	1	24	0	0	2	47	1	22	0	0	1	22	1	24	14	315
韓国	0	0	0	0	1	25	2	38	1	22	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	107
インドネシア	0	0	1	26	0	0	1	25	0	0	2	40	1	22	2	66	0	0	0	0	0	0	0	0	7	179
タイ	2	51	2	46	0	0	1	27	1	21	0	0	0	0	0	0	1	24	0	0	0	0	1	75	8	244
ベトナム	2	73	2	65	2	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	65	0	0	0	0	0	0	7	331
マレーシア	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24
シンガポール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13
インド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12	0	0	1	12
計	9	297	10	281	8	314	5	114	3	69	4	87	3	60	4	113	3	111	1	25	2	34	3	149	55	1,654

(3) 廃プラの輸出事前相談結果概況

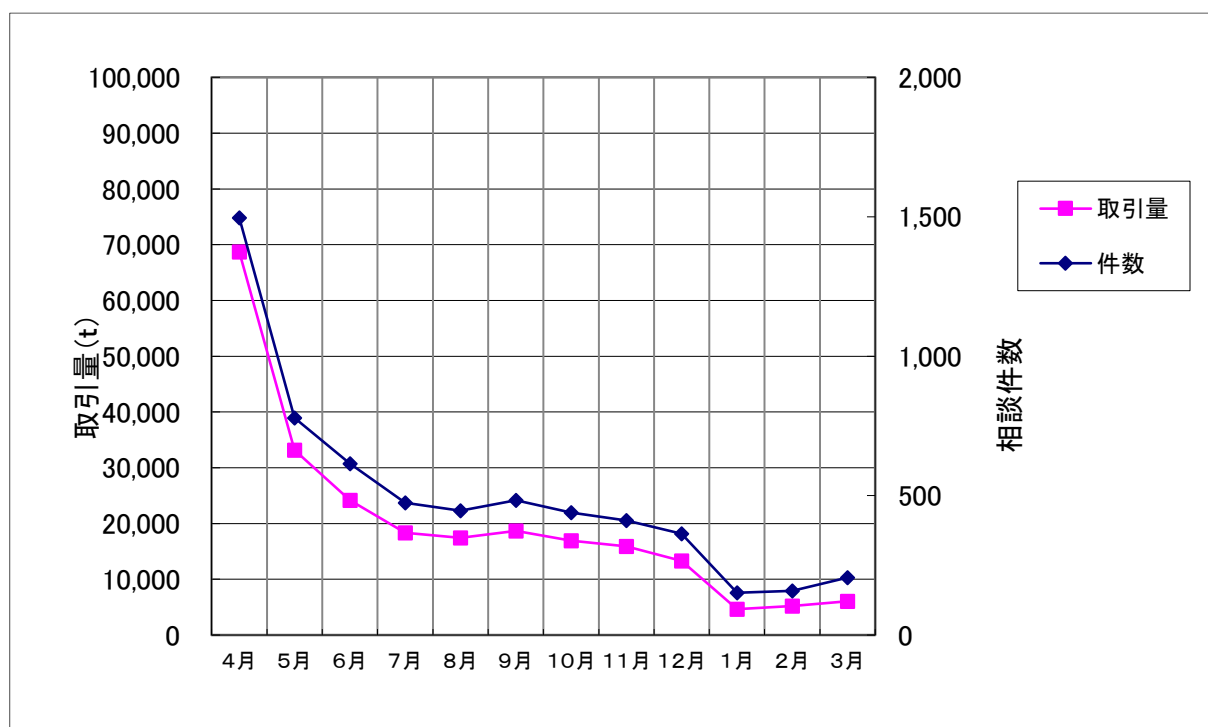


図 2-10 廃プラの輸出に係る相談件数及び取引量の推移

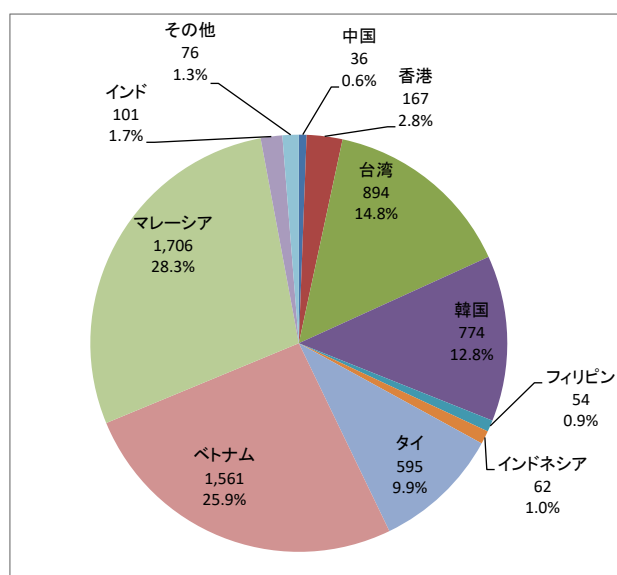


図 2-11 輸出相手国別相談件数（廃プラ）

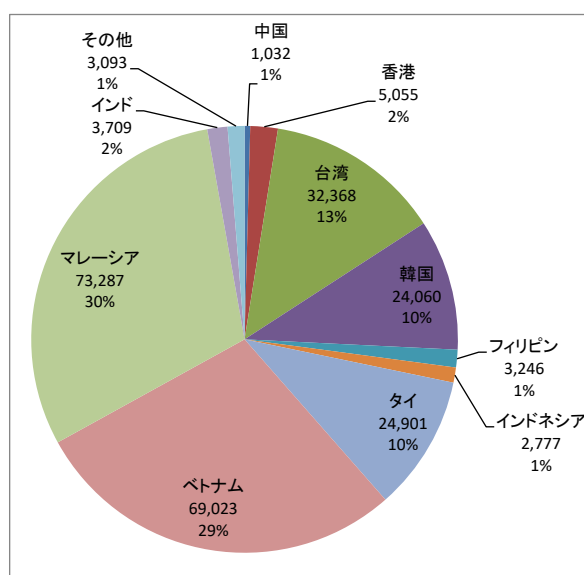


図 2-12 輸出相手国別取引量(t)（廃プラ）

表 2-9 廃プラの輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	16	446	8	275	2	64	3	75	0	0	2	45	1	26	3	77	1	24	0	0	0	0	0	0	36	1,032
香港	38	1,217	15	530	14	472	11	309	13	446	18	545	11	290	16	505	18	444	5	121	4	102	4	74	167	5,055
台湾	215	9,068	140	5,443	98	2,964	80	2,715	72	2,391	62	2,142	49	1,880	48	1,435	53	1,691	22	546	26	1,151	29	943	894	32,368
韓国	202	7,334	95	3,013	72	2,290	54	1,552	61	1,819	55	1,517	61	1,636	45	1,294	42	1,110	25	744	30	821	32	930	774	24,060
フィリピン	12	882	11	642	8	587	5	213	1	68	9	506	3	61	3	115	0	0	0	0	0	0	2	172	54	3,246
インドネシア	14	797	8	205	5	262	6	185	7	442	8	391	2	54	5	217	3	86	1	46	1	48	2	43	62	2,777
タイ	117	5,397	78	3,177	73	2,978	47	1,970	50	2,231	56	2,412	44	1,708	39	1,559	40	1,514	15	548	14	520	22	887	595	24,901
ベトナム	347	17,318	189	9,230	164	6,323	133	5,956	113	5,015	125	5,031	115	4,698	145	6,330	121	5,729	27	945	38	1,376	44	1,073	1,561	69,023
マレーシア	486	23,675	214	9,727	167	7,826	122	4,886	111	4,405	134	5,595	140	6,264	96	4,025	76	2,430	50	1,496	42	1,075	68	1,883	1,706	73,287
シンガポール	3	188	2	83	2	98	1	20	0	0	1	51	3	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	534
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	1	22
パキスタン	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50
バングラディシュ	2	51	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	177
インド	31	1,348	13	477	7	220	9	399	13	455	9	305	5	115	4	133	3	75	4	105	2	52	1	26	101	3,709
スリランカ	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	0	0	0	0	0	0	0	2	51
オーストリア	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12
スペイン	1	24	0	0	1	25	3	63	2	64	1	21	1	20	4	88	3	68	1	22	1	20	0	0	18	415
ロシア	4	316	0	0	0	0	0	0	1	24	1	20	2	45	1	25	3	97	2	45	0	0	0	0	14	572
トルコ	0	0	1	25	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	50
南アフリカ共和国	2	126	2	101	1	25	0	0	0	0	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26	7	298
米国	4	386	1	138	0	0	0	0	1	77	2	103	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	720
カナダ	1	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	66
メキシコ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	0	0	0	0	1	77	0	0	0	0	0	0	1	25	3	127
計	1,497	68,713	779	33,168	615	24,159	474	18,342	446	17,463	484	18,706	439	16,932	411	15,889	364	13,293	152	4,618	159	5,186	206	6,083	6,026	242,550

参考：PET スクラップの輸出事前相談結果概況

事前相談記録をベースに、令和3年度におけるPET スクラップの輸出概況を整理した。

・集計期間：令和3年4月1日より令和4年3月31日

1. 対象期間内におけるPET スクラップの輸出概況

廃プラスチックの輸出に係る事前相談件数(6,026 件)のうち、PET の件数は、ボトル粉碎品 473 件、その他の PET スクラップ 961 件であった。使用済みペットボトルプレス品は、2021 年1月の法改正により規制対象外貨物から除外されているため、本年度の相談は無かった。

取引量でみると、ボトル粉碎品が 2.7 万 t、その他が 2.7 万 t となっている（表 2-10 参照）。また、PET スクラップの月別取引量を図 2-13 に示す。

2. PET スクラップの輸出先国

PET スクラップの輸出先国は、表 2-10 に示す 17 カ国であり、取引量でみると、台湾、ベトナム、マレーシア、韓国の 4 カ国で 93%となっている。

3. PET スクラップ貨物の形態

貨物の形態は、ボトル粉碎品、その他の PET スクラップ（成型品屑、ロール・フィルム屑、繊維屑等）が多くなっており、ボトル粉碎品では台湾、韓国、ベトナム、マレーシアへの輸出が 2.6 万 t (97%)と多くを占めている（図 2-14 参照）。

表 2-10 PET スクラップ輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	ボトル粉碎品		ボトルプレス品		その他のPETスクラップ [*]		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数*	取引量(t)
中国	0	0	0	0	9	220	9	220
香港	0	0	0	0	8	182	8	182
台湾	196	11,654	0	0	52	1,784	248	13,438
韓国	35	976	0	0	201	4,954	236	5,930
インドネシア	2	51	0	0	22	950	24	1,001
タイ	5	66	0	0	55	1,286	60	1,352
ベトナム	158	9,196	0	0	325	9,953	483	19,149
マレーシア	63	4,447	0	0	275	7,446	338	11,893
パキスタン	1	50	0	0	0	0	1	50
バングラディシュ	2	111	0	0	2	41	4	152
インド	1	50	0	0	11	146	12	196
オーストリア	2	12	0	0	0	0	2	12
スペイン	1	24	0	0	0	0	1	24
ロシア	1	150	0	0	0	0	1	150
米国	3	268	0	0	0	0	3	268
カナダ	0	0	0	0	1	66	1	66
メキシコ	3	127	0	0	0	0	3	127
計	473	27,181	0	0	961	27,028	1,434	54,208

* 形態の異なる貨物を同時に輸出する事案があるため重複集計となる。

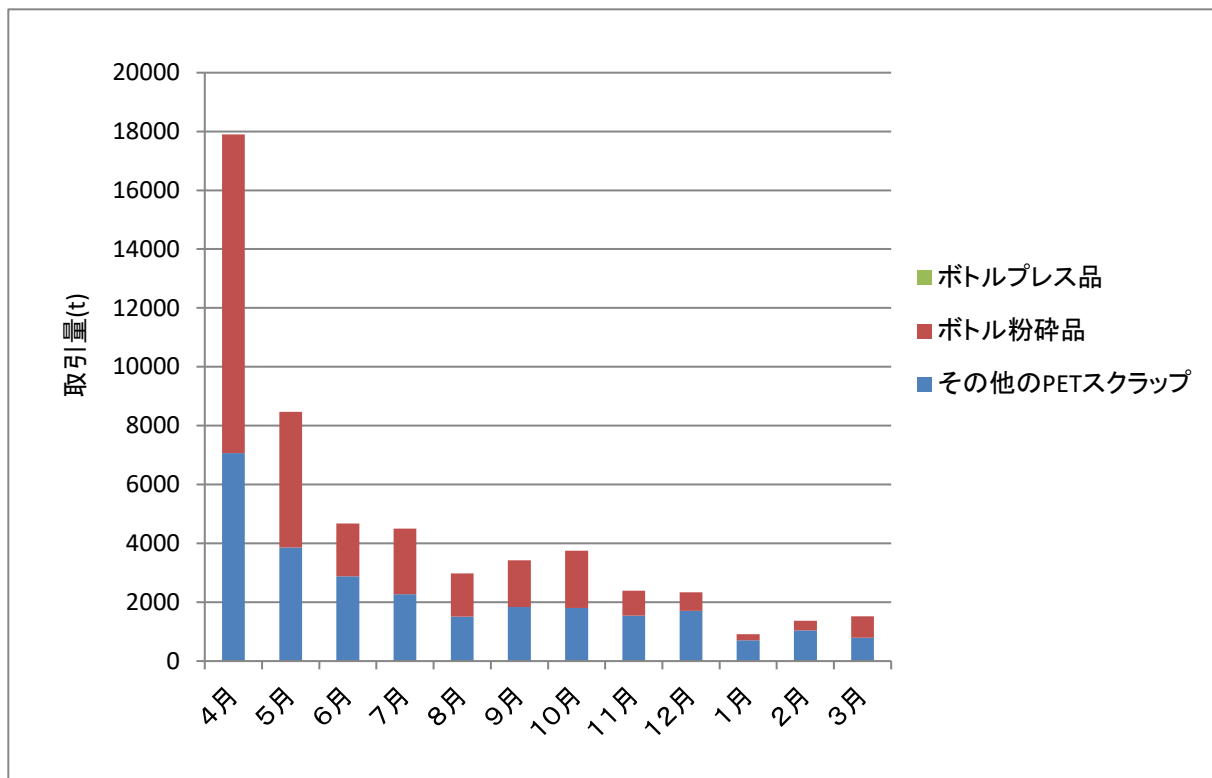


図 2-13 PETスクラップ輸出に係る月別取引量 (t)

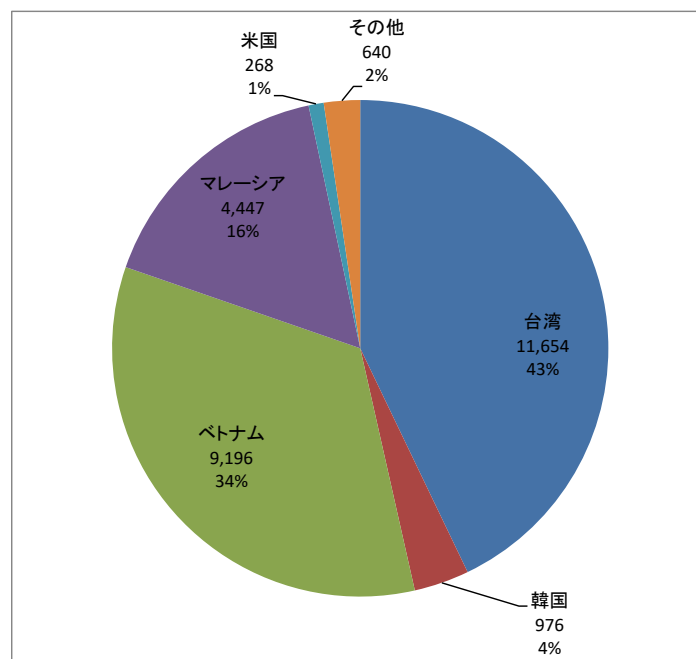


図 2-14 PETボトル粉碎品の輸出相手国別取引量 (t)

(4) 灰・スラグ・ドロス・汚泥の輸出事前相談結果概況

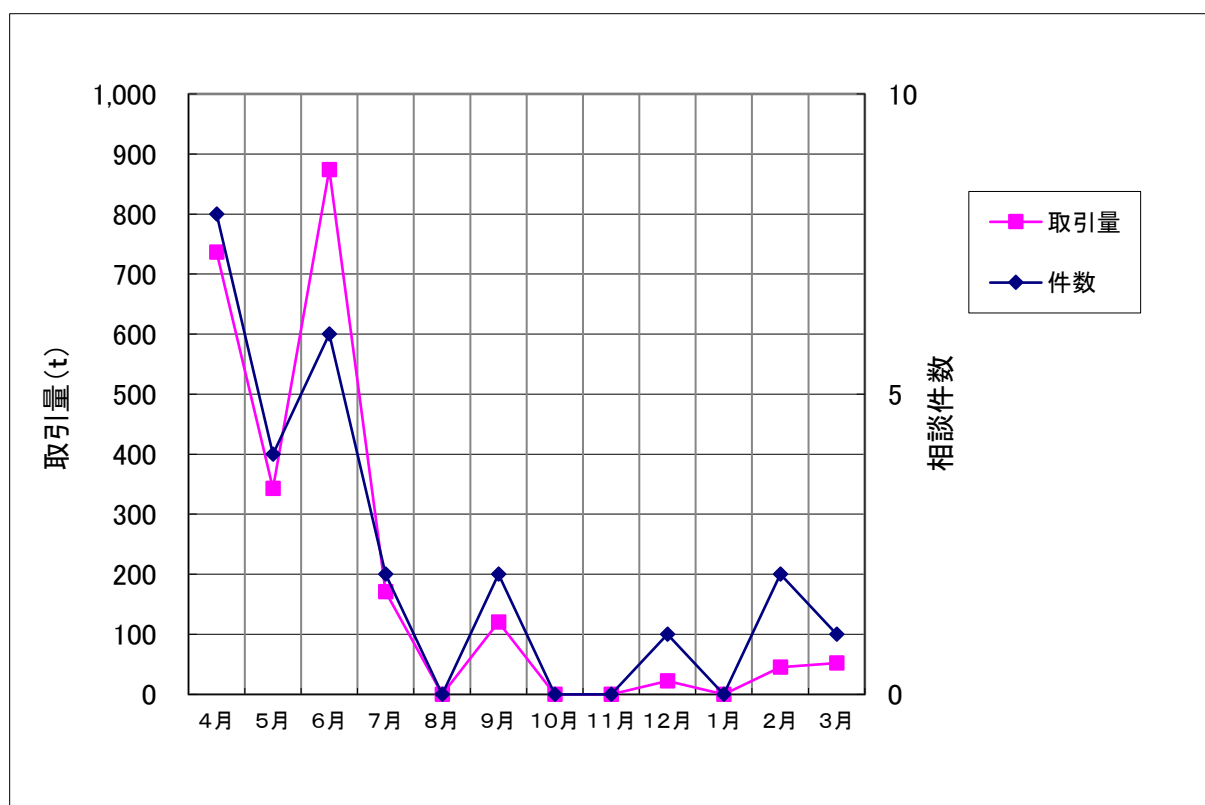


図 2-15 灰・スラグ・ドロス・汚泥の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

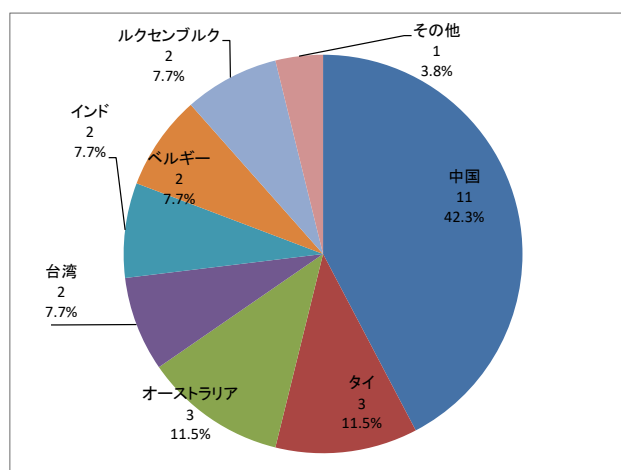


図 2-16 輸出相手国別相談件数（灰・スラグ・ドロス・汚泥）

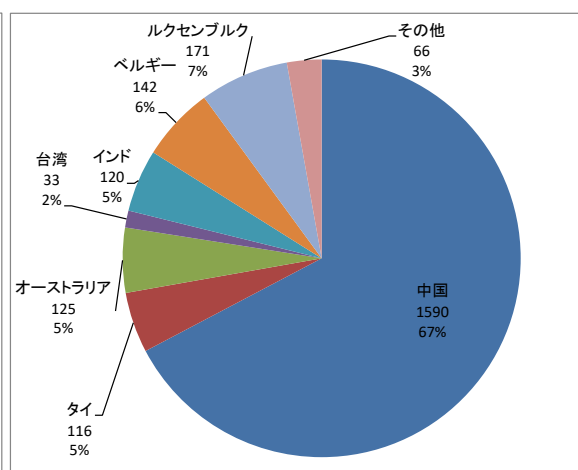


図 2-17 輸出相手国別取引量(t)（灰・スラグ・ドロス・汚泥）

表 2-11 灰・スラグ・ドロス・汚泥の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	4	523	3	301	4	766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1,590		
台湾	1	12	0	0	0	0	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	33		
タイ	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	1	52	3	116		
インド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	120		
ベルギー	1	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0	0	2	142		
ドイツ	0	0	0	0	1	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	66		
ルクセンブルク	0	0	0	0	0	0	1	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21	0	0	2	171		
オーストラリア	1	42	1	42	1	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	125		
計	8	737	4	343	6	874	2	171	0	0	2	120	0	0	0	0	1	22	0	0	2	45	1	52	26	2,363

(5) 廃触媒の輸出事前相談結果概況

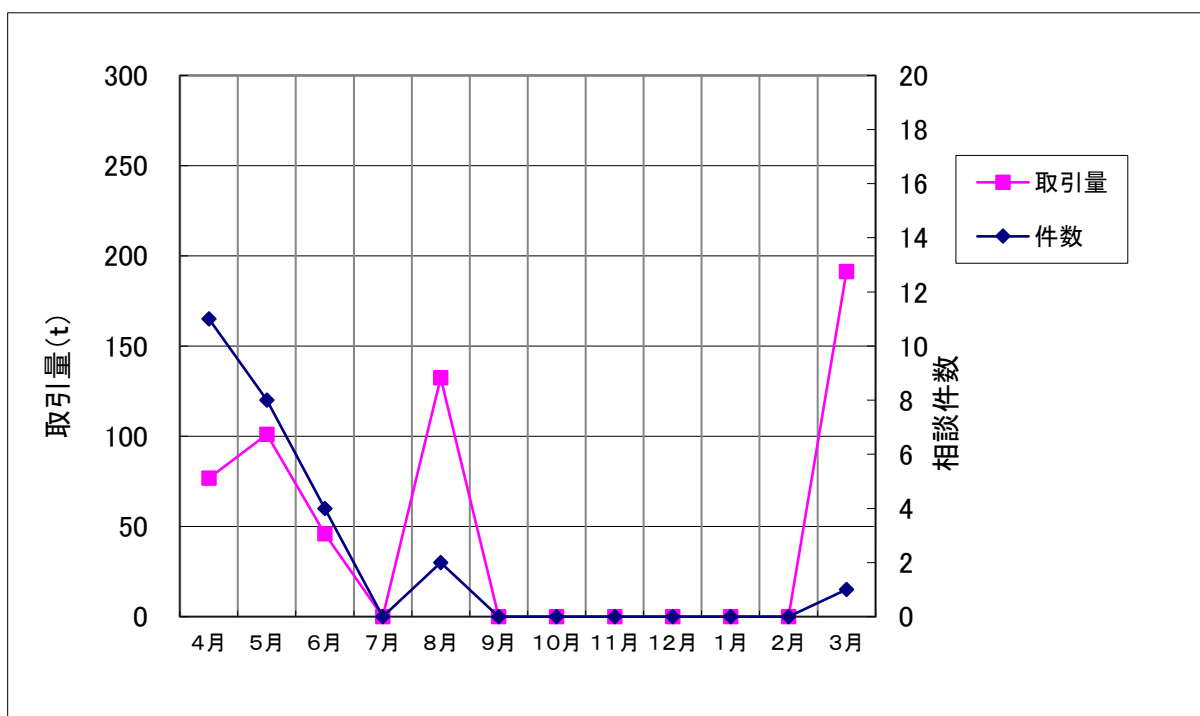


図 2-18 廃触媒の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

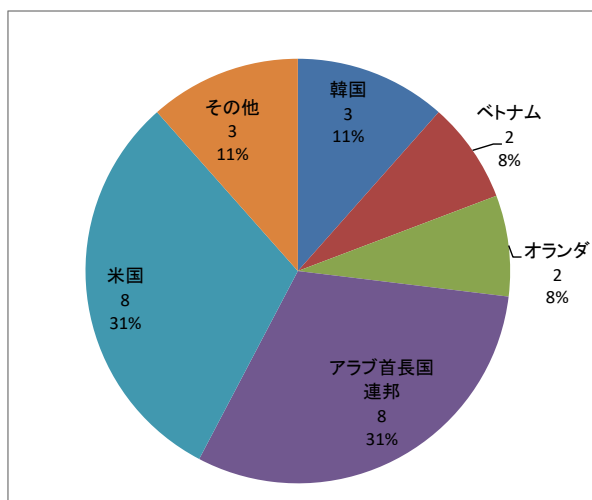


図 2-19 輸出相手国別相談件数（廃触媒）

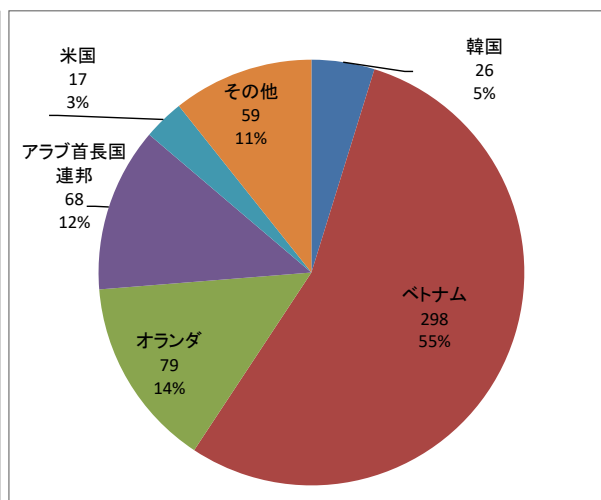


図 2-20 輸出相手国別取引量(t)（廃触媒）

表 2-12 廃触媒の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
韓国	0	0	1	9	2	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	26
ベトナム	0	0	0	0	0	0	0	0	1	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	191	2	298
カンボジア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25
ドイツ	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
オランダ	0	0	1	52	1	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	79
英国	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24
アラブ首長国連邦	5	42	3	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	68
米国	5	11	2	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	17
計	11	77	8	101	4	46	0	0	2	132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	191	26	548

(6) 中古電気機器の輸出事前相談結果概況

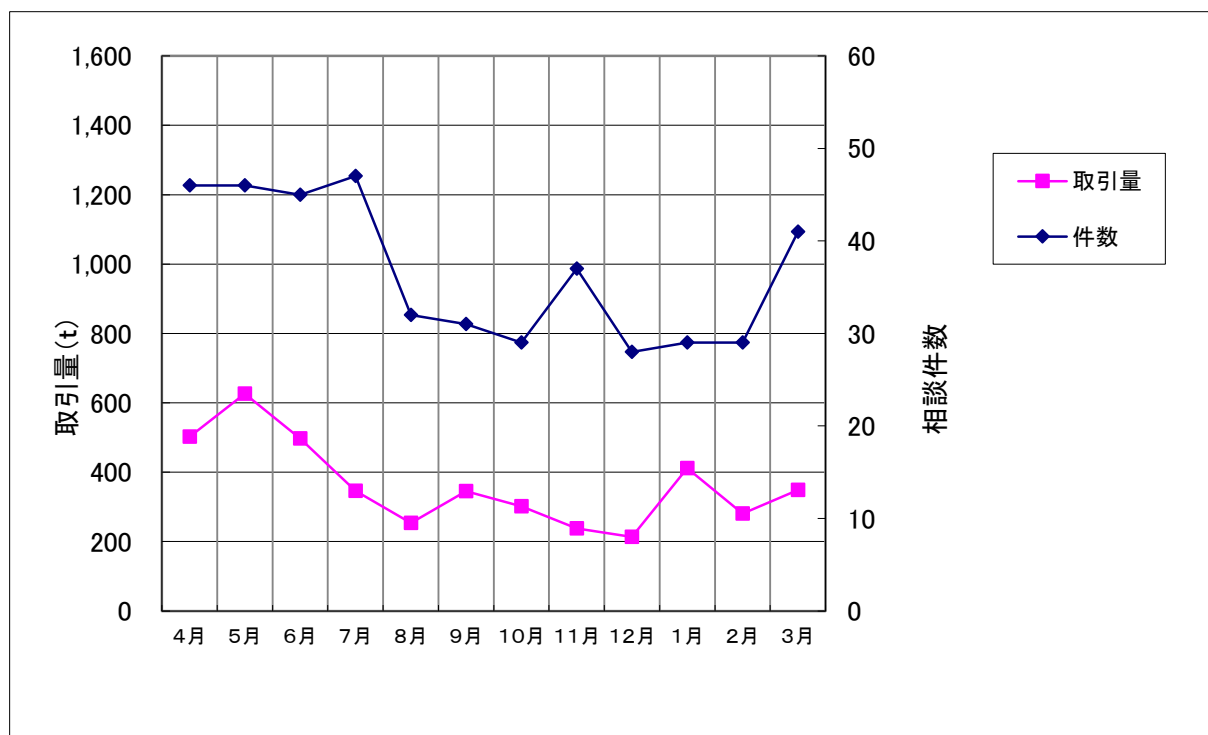


図 2-21 中古電気機器の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

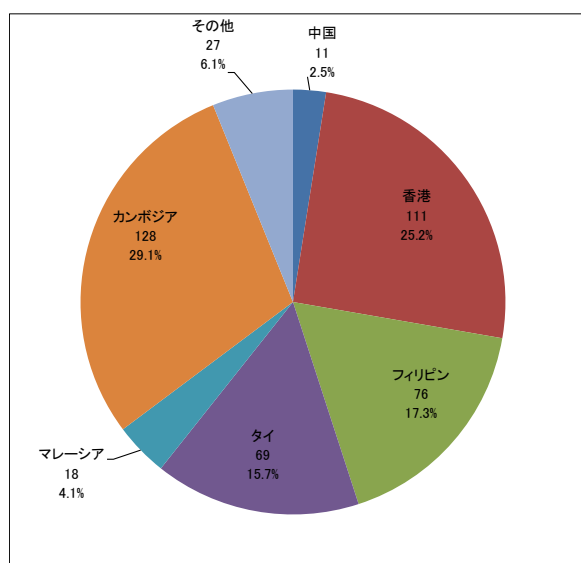


図 2-22 輸出相手国別相談件数 (中古電気機器)

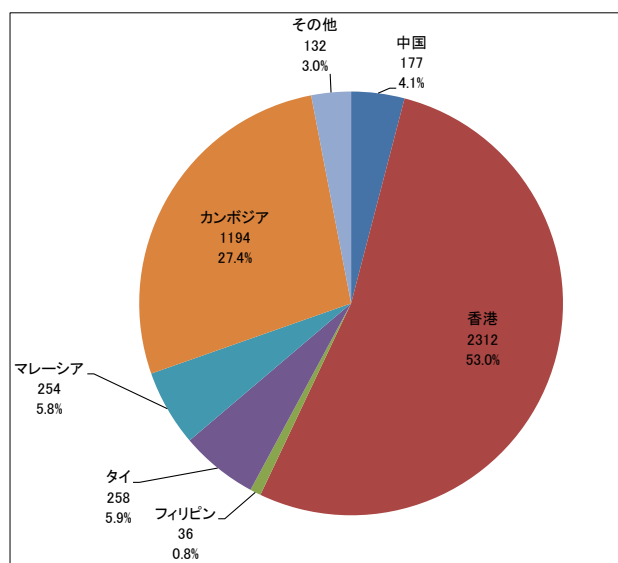


図 2-23 輸出相手国別取引量(t) (中古電気機器)

表 2-13 中古電気機器の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	2	36	2	32	2	34	0	0	1	15	0	0	1	15	1	15	0	0	0	0	1	16	1	15	11	177
香港	12	215	14	335	13	313	10	197	9	171	13	246	10	209	6	119	8	151	3	59	6	156	7	141	111	2,312
モンゴル	2	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3
フィリピン	4	1	5	1	5	1	15	2	7	3	4	1	4	2	6	2	6	1	5	1	6	2	9	18	76	36
タイ	4	1	7	4	8	4	6	2	6	2	3	1	4	1	11	6	4	2	6	230	5	3	5	2	69	258
ベトナム	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3	3
マレーシア	2	29	4	66	2	28	3	41	1	12	3	40	1	11	1	10	0	0	0	0	1	17	0	0	18	254
シンガポール	0	0	0	0	1	2	0	0	1	3	0	0	1	3	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	4	16
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	15	1	0	1	9	1	8	5	33
カンボジア	17	217	13	180	13	112	11	98	6	48	8	57	5	30	12	86	6	33	12	105	8	63	17	164	128	1,194
スリランカ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	2	10
ブルガリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
マーシャル諸島共和国	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3
チリ	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	2	19
ペルー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	1	16	0	0	2	30
計	46	502	46	627	45	497	47	346	32	254	31	345	29	301	37	238	28	214	29	411	29	281	41	349	440	4,364

(7) 中古（その他製品）の輸出事前相談結果概況

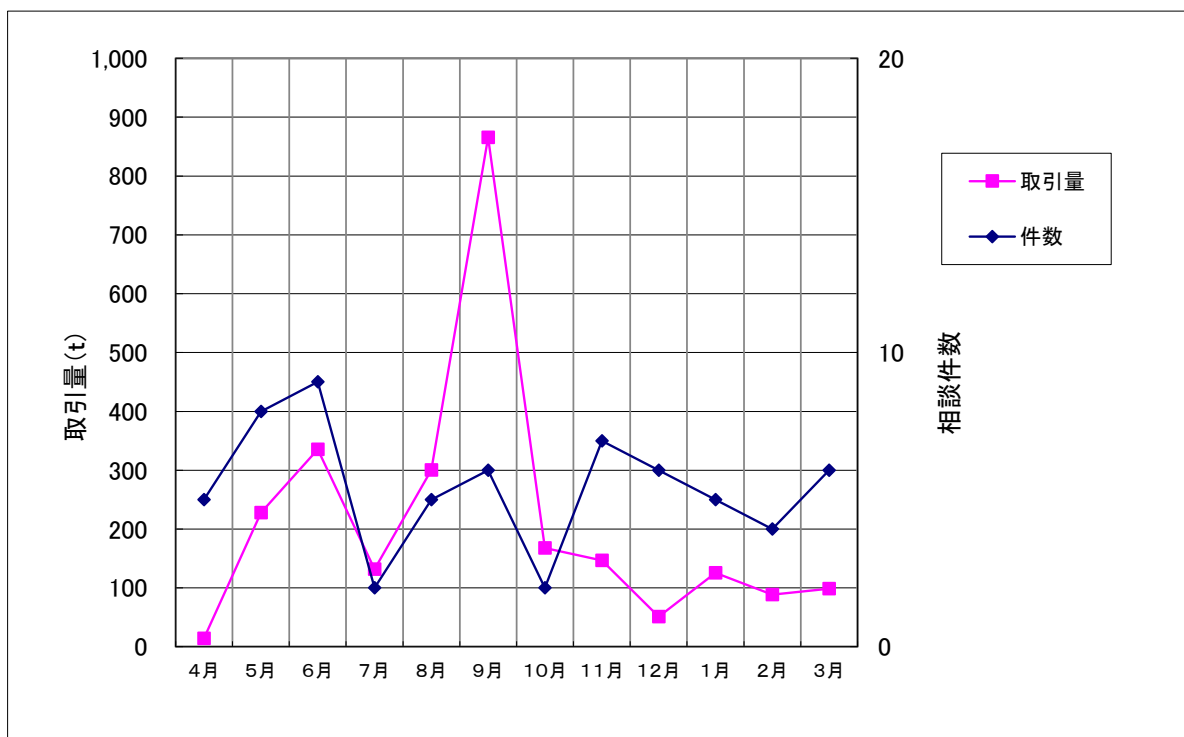


図 2-24 中古（その他製品）の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

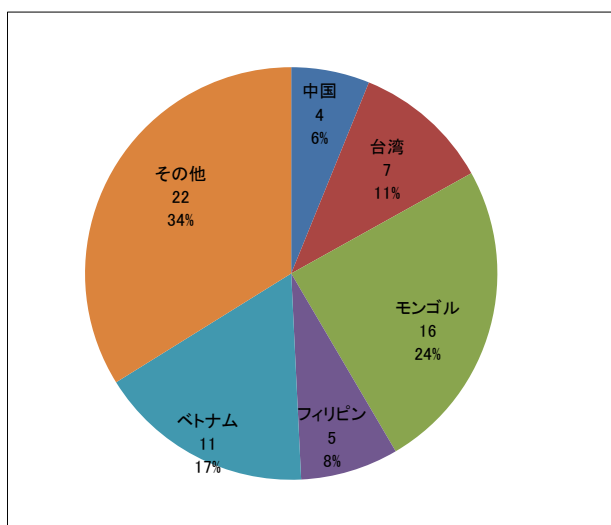


図 2-25 輸出相手国別相談件数（中古（その他製品））

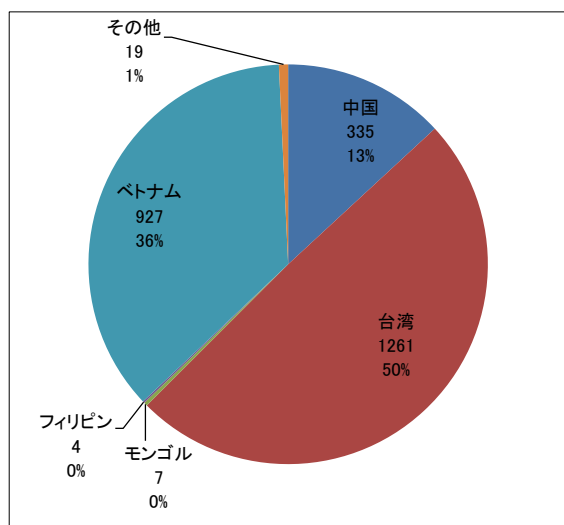


図 2-26 輸出相手国別取引量(t)（中古（その他製品））

表 2-14 中古（その他製品）の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	1	13	1	70	0	0	0	0	0	0	1	106	0	0	1	146	0	0	0	0	0	0	0	0	4	335
台湾	0	0	1	94	1	170	0	0	2	274	1	466	1	168	0	0	0	0	0	0	1	89	0	0	7	1,261
モンゴル	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1	3	2	2	0	2	2	16	7
フィリピン	2	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4
ベトナム	0	0	1	48	2	163	1	129	1	26	2	292	0	0	0	0	1	50	1	123	0	0	2	96	11	927
シンガポール	1	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
ケニア	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	7	0
モーリシャス	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	1
フィジー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3	1
米国	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13
トリニダード・トバゴ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ジョージア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	5	14	8	228	9	336	2	132	5	300	6	866	2	168	7	147	6	51	5	126	4	89	6	99	65	2,554

備考：9月の台湾の取引量は、覆工板（466t）である。

(8) その他のスクラップ類の輸出事前相談結果概況

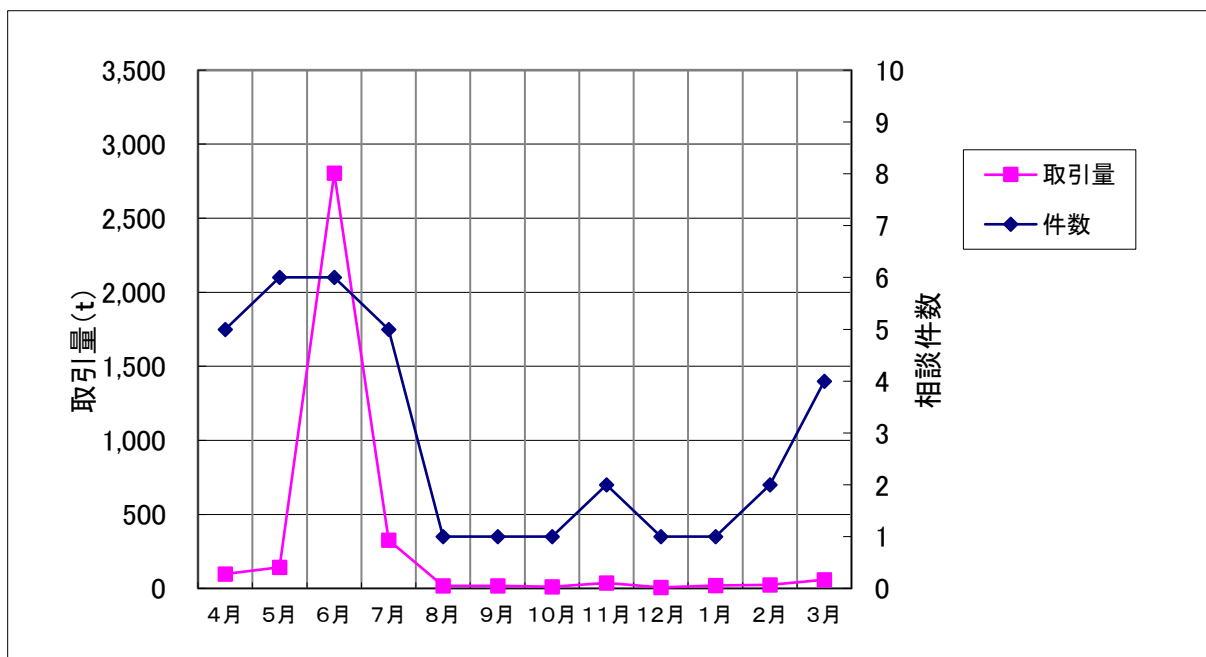


図 2-27 その他のスクラップ類の輸出に係る相談件数及び取引量の推移

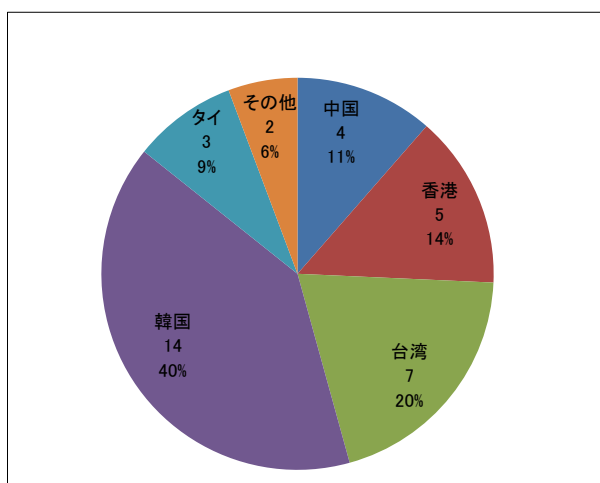


図 2-28 輸出相手国別相談件数（その他のスクラップ類）

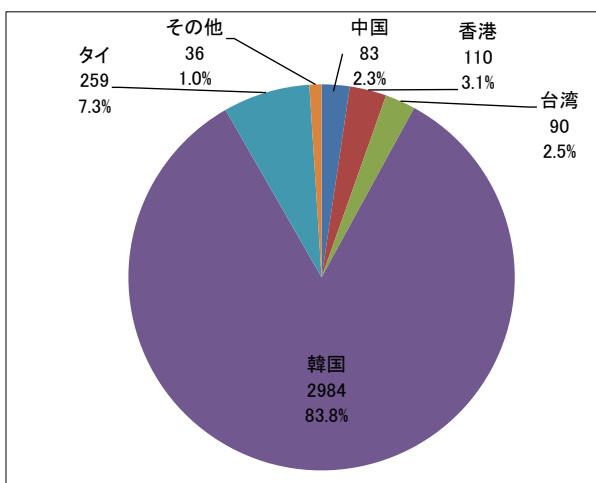


図 2-29 輸出相手国別取引量(t)（その他のスクラップ類）

表 2-15 その他のスクラップ類の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	0	0	0	0	1	35	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	0	0	0	0	2	25	0	0	4	83
香港	1	14	1	50	1	19	1	10	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	110
台湾	1	15	1	15	1	5	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	1	6	1	20	0	0	1	19	7	90
韓国	2	44	2	42	2	2,720	3	107	0	0	1	17	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	3	40	14	2,984
フィリピン	0	0	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20
タイ	1	24	0	0	1	25	1	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	259
ベルギー	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16
計	5	97	6	143	6	2,804	5	327	1	17	1	17	1	10	2	37	1	6	1	20	2	25	4	60	35	3,563

備考：6月の韓国の取引量のうちミルスケールが2,700tとなっている。

第3章 再生資源等の輸出入実態に係る情報の整理・解析

スクラップ等の輸出入に係る事前相談は、行政サービスの一環として行われている事業であり、スクラップ等の輸出入に際し、事前相談を受けるか否かについては法的拘束力を有しない。バーゼル条約を遵守し、不法取引を防止するためには、積極的な事前相談の実施が望まれるところである。

このような観点から、ここでは財務省が公表している貿易統計を対象に、スクラップ等の輸出に係る事前相談のカバー率を推定した。

また、参考として事前相談件数と輸出取引価格及び国内市況取引価格との相関傾向を示す。

1. 事前相談実績と財務省貿易統計との比較

(1) 推定方法

事前相談における相談実績を考慮し、廃プラスチック、メタルスクラップにおける表 3-1 に示す品目を比較対象として貿易統計より選定した。

推定は公表済みである令和3年4月から令和4年1月までの輸出量を集計し、事前相談実績と比較する。

表 3-1 対象品目

	HSコード	品名
廃プラスチック	3915.10-000	エチレンの重合体のもの
	3915.20-000	スチレンの重合体のもの
	3915.30-000	塩化ビニルの重合体のもの
	3915.90-110,190	ポリ（エチレンテレフタレート）のもの
	3915.90-200	ポリプロピレンの重合体のもの
	3915.90-900	その他のもの
メタルスクラップ	7204	鉄鋼のくず
	7404.00-000	銅のくず
	7503.00-000	ニッケルのくず
	7602.00	アルミのくず
	7802.00-000	鉛のくず
	7902.00-000	亜鉛のくず
	8002.00-000	すずのくず
	第 81 類	その他卑金属のくず

(2) 比較結果

貿易統計による廃プラスチック及びメタルスクラップの輸出量を表 3-2 及び表 3-3 に示す。

貿易統計量に対する事前相談時の予定取引量の割合（カバー率）は、廃プラスチックで 43.0%、メタルスクラップで 73.4%であった。メタルスクラップについてはメタル屑として計上されている貿易統計との比較である。（表 3-4）

なお、相談件数が 5 月以降急激に減少に転じているが、過去に相談実績のある非該当貨物及び輸出者自身が判断可能な相談を受付けないこととしたためである。

表 3-2 財務省貿易統計によるメタルスクラップの輸出状況

	鉄鋼のくず	銅のくず	ニッケルのくず	アルミのくず	鉛のくず	亜鉛のくず	すずのくず	その他卑金属のくず	合計
HSコード	7204	7404.00-000	7503.00-000	7602	7802.00-000	7902.00-000	8002.00-000	第81類	
輸出重量(t)	5,735,238	300,844	7,204	316,602	3,414	3,352	5	6,538	6,373,198

集計期間：2021 年 4 月～2022 年 1 月

表 3-3 財務省貿易統計による廃プラスチックの輸出状況

	プラスチックのくず						
	PE	PS	PVC	PET	PP	その他のもの	合計
HSコード	3915.10-000	3915.20-000	3915.30-000	3915.90-110,190	3915.90-200	3915.90-900	
輸出重量(t)	105,900	110,959	34,878	139,668	56,500	90,422	538,328

集計期間：2021 年 4 月～2022 年 1 月

表 3-4 貿易統計に対する事前相談実績の状況

	廃プラスチック	メタルスクラップ
貿易統計 (t)	538,328	6,373,198
事前相談 (t)	231,282	4,680,251
事前相談カバー率	43.0%	73.4%

集計期間：2021 年 4 月～2022 年 1 月

2. 事前相談件数実績と取引価格との比較

(1) 推定方法

- ・廃プラスチック

輸出取引価格について、貿易統計における主要な品目の月別輸出総重量と月別取引総価格から月別単純平均単価を求め、月別相談件数と比較した。

- ・メタルスクラップ

輸出取引価格については、廃プラスチックと同様、貿易統計に依った。また、市況価格について、「メタル・リサイクル・マンスリー（日刊市況通信社）」における主な品目の月別平均取引単価と月別相談件数を比較した。

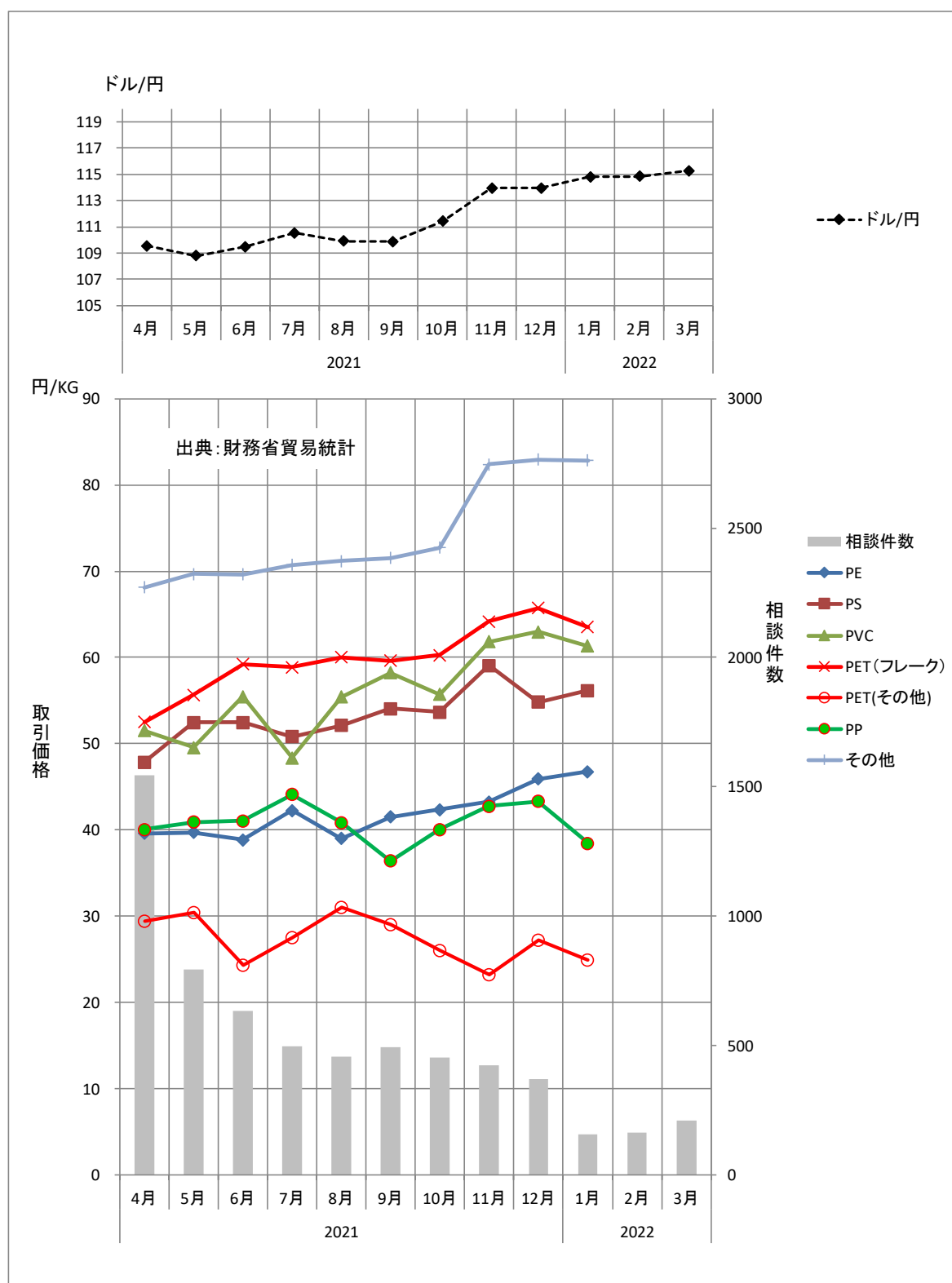
(2) 比較結果

- ・廃プラスチック（図 3-1 参照）

輸出単価は PET フレーク、PVC、PS の価格は 11 月まで緩やかに上昇傾向にあった。PP、PE については、小刻みな変動はあるものの安定していた。

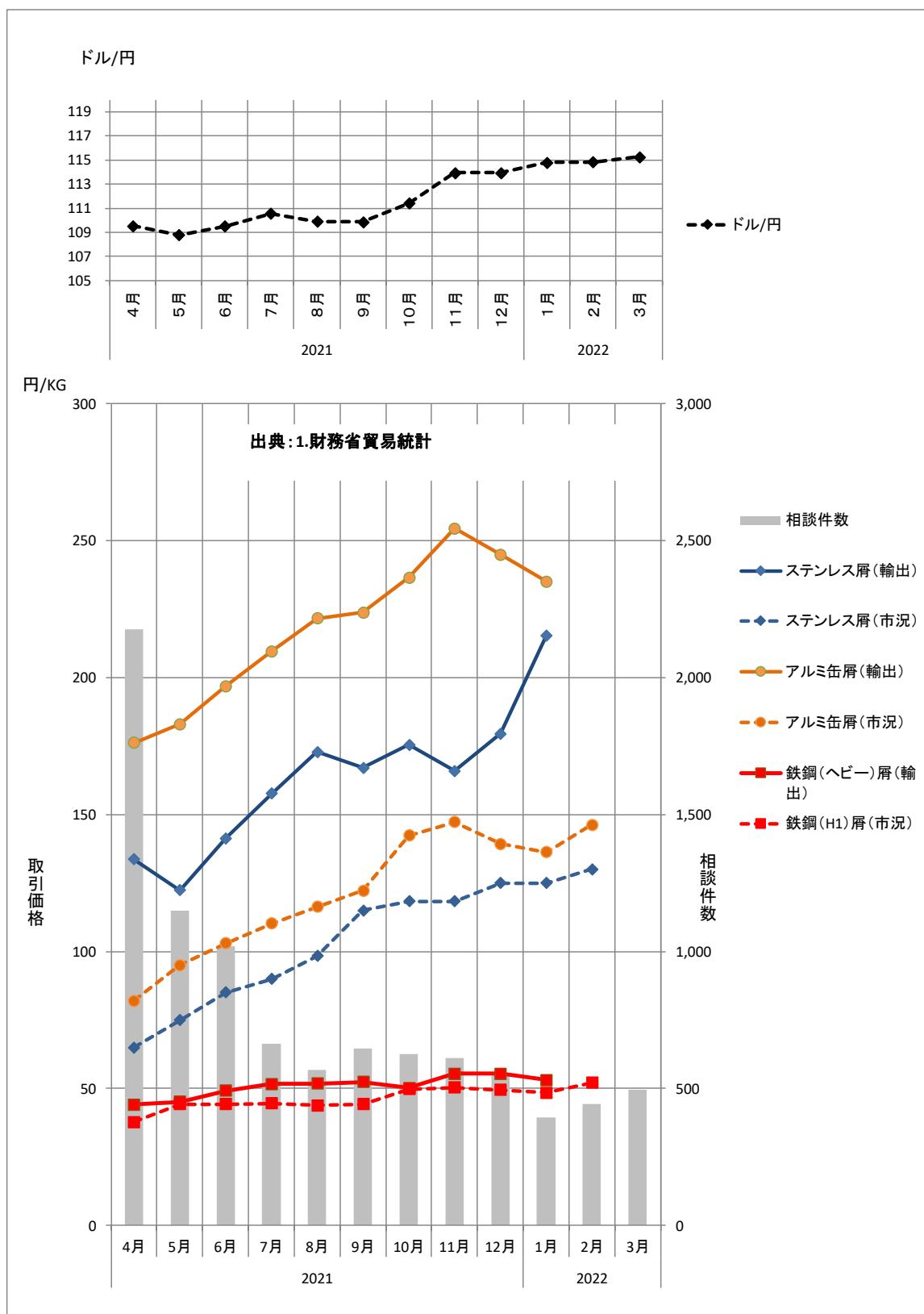
- ・メタルスクラップ（図 3-2 参照）

国内取引単価及び輸出単価は全体的に 4 月より上昇傾向を示している。コロナにより稼働を休止していた製造業をはじめとする工場が稼働を再開していることが考えられる。



備考：財務省貿易統計の取引価格は公開されている1月まで、相談件数は3月31日までのデータである。

図 3-1 廃プラスチック輸出取引価格と相談件数



備考：財務省貿易統計の取引価格は公開されている1月まで、(株) 日刊市況通信社の市況取引価格は2月まで、相談件数は3月31日までのデータである。

図 3-2 メタルスクラップの輸出取引価格及び市況価格と相談

3. 税関別事前相談実績

輸出に係る事前相談案件について、申告税関別に相談件数を整理したものを表 3-5 及び図 3-3、図 3-4 に示す。

横浜税関管内を申告先とする相談案件が最も多く、東京税関管内も含めると、約 40%が関東圏からの輸出案件となっている。特に相談品目の主流となるメタルスクラップ、廃プラなど産業系スクラップにおいて、横浜税関管内の港からの輸出相談が多い。また、中古電気機器については、横浜税関管内及び神戸税関管内の輸出相談が多い。

表 3-5 申告税関別品目別事前相談件数（輸出）（集計期間：2021/4/1～2022/3/31）

貨物分類	管轄税関									
	函館	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	長崎	沖縄	合計
メタルスクラップ	334	778	3,005	1,193	1,495	786	1,244	96	58	8,989
ゴムスクラップ	0	4	22	20	3	6	0	0	0	55
廃プラ	206	740	1,461	1,495	859	633	550	54	28	6,026
灰・スラグ・ドross・汚泥	0	9	6	5	5	0	1	0	0	26
廃触媒	0	8	13	1	4	0	0	0	0	26
中古電気機器	0	30	139	38	79	148	6	0	0	440
中古(その他製品)	2	5	42	8	1	3	4	0	0	65
その他	0	1	18	3	9	1	3	0	0	35
計	542 (3.5%)	1,575 (10.1%)	4,706 (30.0%)	2,763 (17.6%)	2,455 (15.7%)	1,577 (10.1%)	1,808 (11.5%)	150 (1.0%)	86 (0.5%)	15,662 (100.0%)

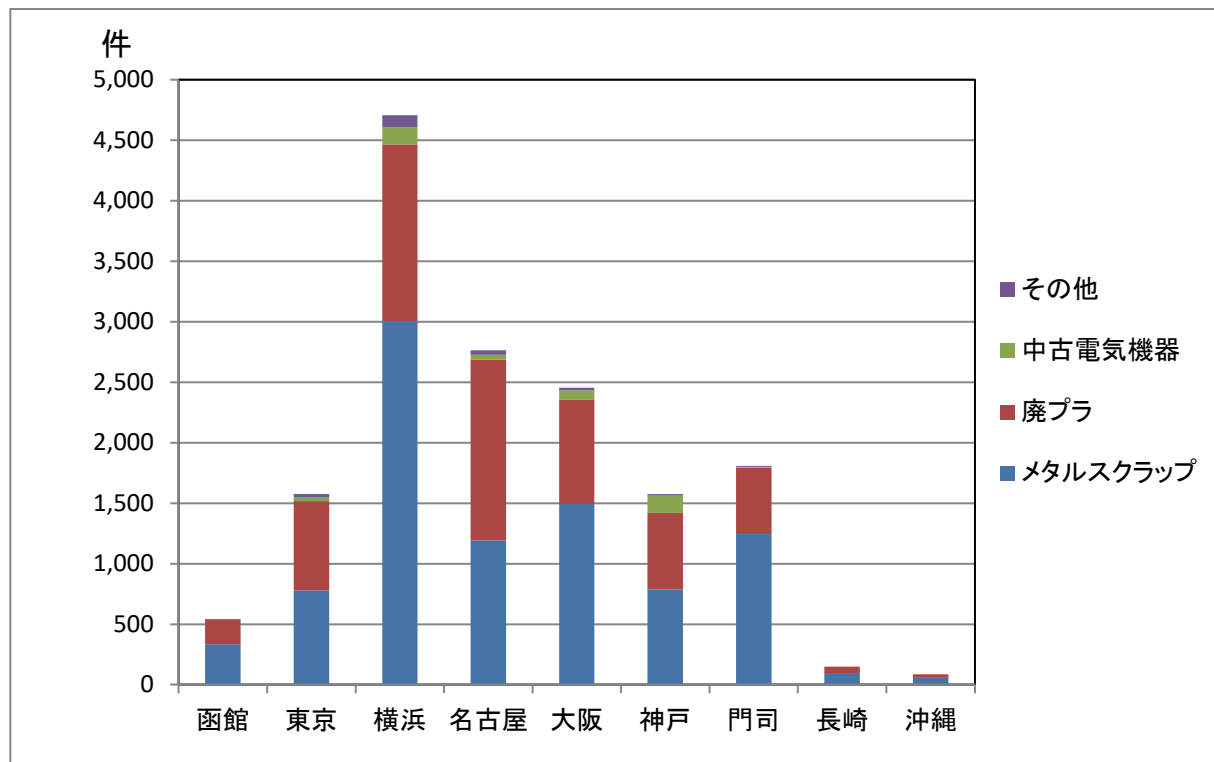


図 3-3 申告税関別品目別事前相談件数（輸出）（集計期間：2021/4/1～2022/3/31）

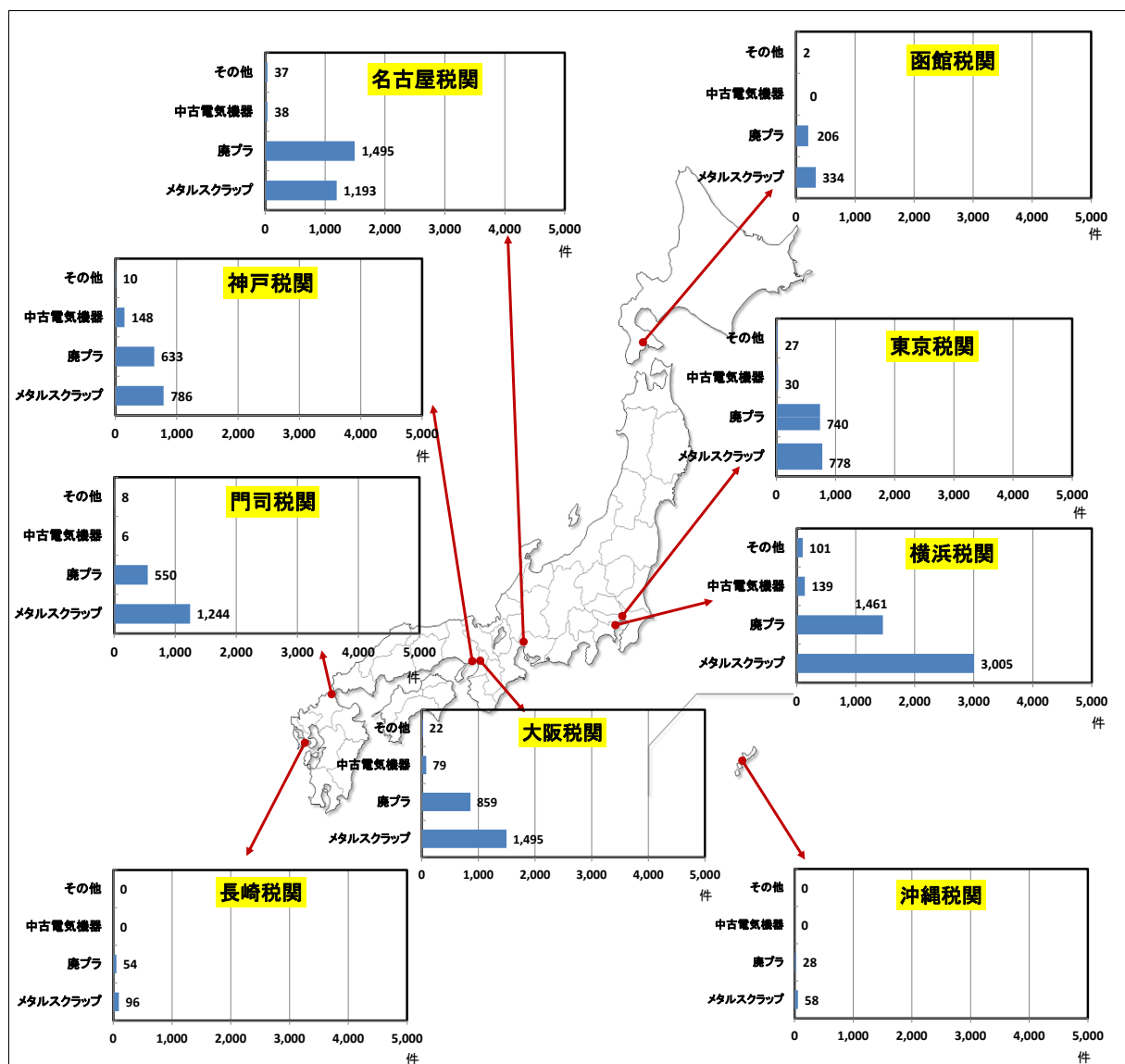


図 3-4 申告管轄税関別主要品目別事前相談件数（輸出）（集計期間：2021/4/1～2022/3/31）

第4章 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査（満足度調査）

1. 調査方法

（1）調査の目的

本調査は、バーゼル法等事前相談業務に関して利用者から意見を賜り、今後の業務改善等に役立てることを目的とする。

（2）調査内容

調査内容は、以下のアンケート調査票のとおりである。

2021年度

バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票

本調査は、当センターが経済産業省より受託している「バーゼル法関連事前相談業務」の行政サービス業務に関して、利用者（相談者）様からご意見を頂き、今後の業務改善等に役立てることを目的として実施しております。

記入日： 2021年 月 日

貴企業名	
担当者（所属・氏名）	
連絡先（TEL）	
業種*	1.輸出入者、2.代行者、3.通関業者 ☐
主たる取扱い品目*	1.金属スクラップ 2.廃プラ 3.廃触媒 4.灰・スラグ・ドross・汚泥 5.中古電気機器 6.中古遊技機、7.その他の中古品 8.その他（ ）（複数選択可） ☐

* 該当する番号を回答欄（☐）に記入してください。

<調査内容>		回答欄
次の質問回答の該当する番号を回答欄（☐）に記入してください。		
1 廃棄物原料等の輸出入に際して、当事前相談業務は、相談者が輸出入予定貨物についてバーゼル法の該非判断（及びその後の手続き等）を行う上で、役に立っていますか。	回答： 1.役立った 2.役立たなかった 3.どちらともいえない	☐
（上記回答の理由、その他ご意見があれば以下にご記入ください。）		
2 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に（何度も）利用されていますか？	回答： 1.はい 2.いいえ 3.どちらともいえない	☐
（上記回答が「はい」の場合、なぜ何度も利用されているかについて教えてください。）		
3 当センターホームページに相談手続き等に関する案内を掲載していますが、その掲載内容はいかがですか。	回答： 1.わかりやすい 2.わかりにくい 3.どちらともいえない（普通）	☐
4 相談の電話受付時間（9:30～12:00、13:00～16:00）については、いかがですか。	回答： 1.現在のままで問題無し 2.時間延長を希望	☐
5 申請から回答までの時間についてはいかがでしょうか。	回答： 1.現在のままで問題無し 2.やや遅いと感じる 3.遅い	☐
6 相談事案への回答につき、相談員からの説明、助言等はわかりやすかったですか。	回答： 1.わかりやすい 2.わかりにくい 3.どちらともいえない	☐
7 今後の事前相談業務の参考とさせていただくため、当センターの業務実施上でお気づきの点等、ご意見、ご感想が有りましたらご記入ください。		

ご協力ありがとうございました。

(3) 調査実施時期

アンケート調査は 2021 年 12 月に実施した。

(4) 調査内容

2021 年度事前相談実績（12 月末まで）より、108 社を抽出し、「(2) 調査内容」に示した「バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票」をメールにて送付し、記入を依頼、メールにて回収した。

2. アンケート回答状況

(1) アンケート回答状況

a.回答業者数：92 社（調査依頼 108 社、回収率 85%）

b.業種別内訳：回答があった 92 社の業種別内訳は、輸出入者が 62 社 63%を占め、次いで代行者 24 社 25%、通関業者 12 社 12%であった。（表 4-1、図 4-1 参照）

表 4-1 業種別アンケート回答状況

業種	輸出入者	代行者	通関業者	計
業者数	62	24	12	98
業種割合	63%	25%	12%	100%

備考：1 者で複数の業種を兼ねる場合がある為、合計は回答者数より多い。

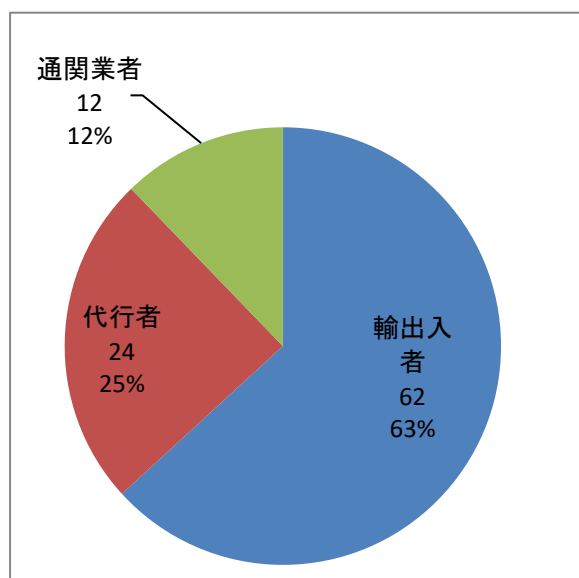


図 4-1 業種別アンケート回答状況

c.貨物別内訳：回答があった 92 社の主要取扱貨物内訳は、メタルスクラップが 57 社 50%を占め、次いで廃プラが 39 社 34%、中古電気機器 10 社 9%、等であった。（表 4-2、図 4-2 参照）

表 4-2 取扱い貨物別アンケート回答業者数

貨物	メタルスクラップ	廃プラ	廃触媒	灰・スラグ・ドロス・汚泥	中古電気機器	中古遊技機	中古（その他製品）	その他	合計
業者数	57	39	0	1	10	0	4	3	114
割合	50%	34%	0%	1%	9%	0%	3%	3%	100%

備考：1 者で複数の業種を兼ねる場合がある為、合計は回答者数より多い。

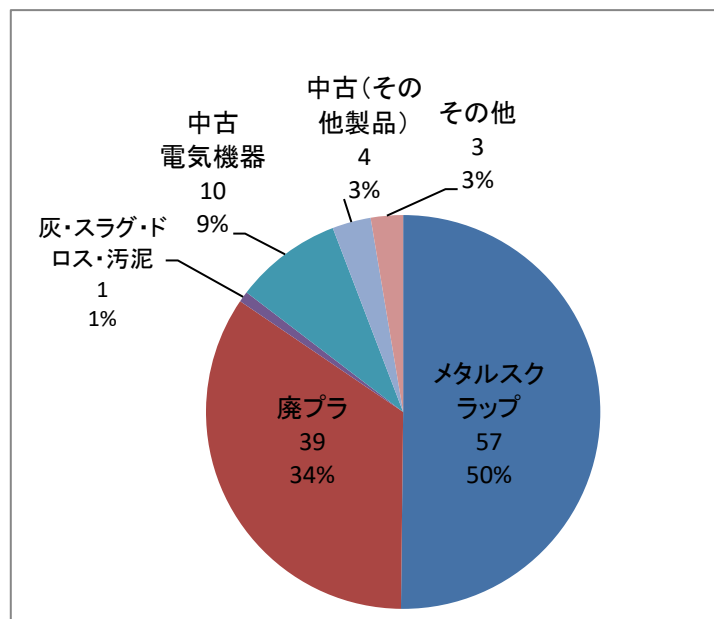


図 4-2 取扱品目別アンケート回答業者状況

(2) 調査結果

Q1. 廃棄物原料等の輸出入に際して、当事前相談業務は、相談者様が輸出入予定貨物についてバーゼル法の該当判断（及びその後の手続き等）を行う上で、役に立っていますか。

「役立った」が 86 件 93%、「どちらともいえない」が 6 件 7%、「役立たなかった」は 0 件であった。（表 4-3、図 4-3 参照）

表 4-3 事前相談業務は役に立っているか

NO	区分	件数	(%)
1	役立った	86	93%
2	役立たなかった	0	0%
3	どちらともいえない	6	7%
	合計	92	100%

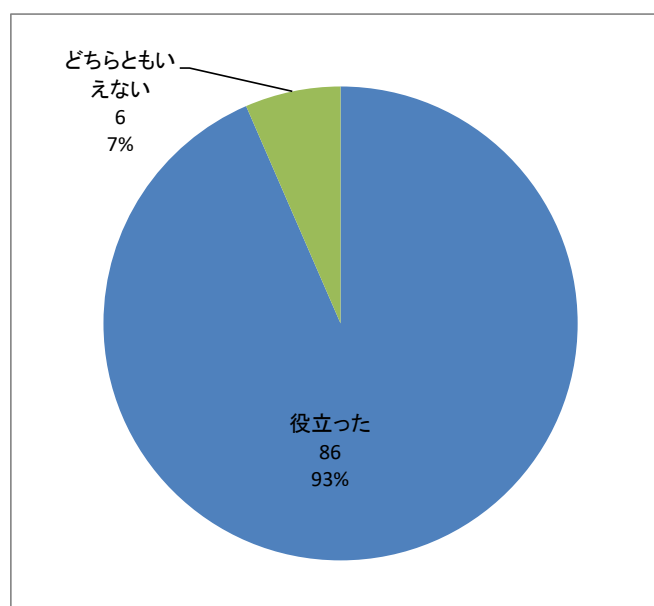


図 4-3 事前相談業務は役に立っているか

a. 上記回答の理由等

上記回答の理由等について、寄せられた 24 件中 23 件は「役立った」に分類され、「バーゼル規制物が確認できる」が 11 件、「不明な点の判断に役立った」6 件、「税関申告、通関がスムーズ」3 件、等であった。(表 4-4 参照)

表 4-4 事前相談業務が役に立っているか (理由)

分類	理由	件数	%
役 立 っ た	バーゼル規制物が確認できる	11	96%
	不明な点の判断に役立った	6	
	税関申告、通関がスムーズ	3	
	法改正に関わる助言を得られた	2	
	輸出者、供給元、通関士に説明できる	1	
その他	事前相談書に添付する商品の説明書の書き方について具体的な方針や指示がほしい	1	4%
合計		24	100%

Q2. 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に（何度も）利用されていますか？

「はい」が64件70%、「いいえ」は1件1%であった。（表4-5、図4-4参照）

表4-5 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じであっても定期的に（何度も）利用されていますか

NO	区分	件数	(%)
1	はい	64	70%
2	いいえ	1	1%
3	どちらともいえない	27	29%
	合計	92	100%

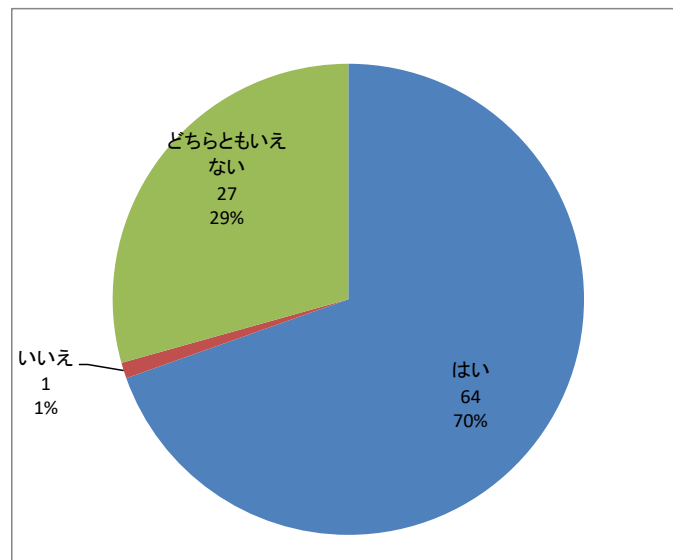


図4-4 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じのものであっても定期的に利用されていますか

a. 上記回答の理由等

回答が「1.はい」64件中、「貨物の状態を正確に確認できる」に分類される回答が14件、30%、「税関、通関業者等の指示」に分類される回答が11件24%、「念のため」9件20%、等であった。(表4-6参照)

表 4-6 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じであっても定期的に（何度も）利用する理由

理由概要	件数	%
貨物の状態を正確に確認できる	14	30%
税関、通関業者等の指示	11	24%
念のため	9	20%
情報収集のため	4	9%
申告、通関がスムーズ	3	7%
申告毎に必要なだと思っている	2	4%
法令順守のため	1	2%
輸出後のリスクヘッジため	1	2%
社内の取り決め	1	2%
合計	46	100%

Q3. 当センターHP に相談手続き等に関する案内を掲載していますが、その掲載内容はいかがですか。

「わかり易い」が 64 件 70%、「わかりにくい」は 1 件 1%であった。（表 4-7、図 4-5 参照）

表 3-7 当センターHP の掲載内容はいかがですか

N0	区分	件数	(%)
1	わかり易い	64	70%
2	わかりにくい	1	1%
3	どちらともいえない	27	29%
	合計	92	100%

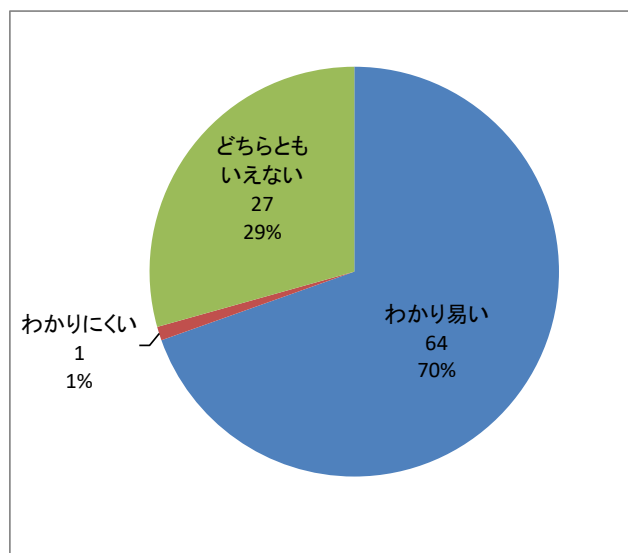


図 4-5 当センターHP の掲載内容はいかがですか

Q4. 相談の受付時間（9:30～12:00、13:00～16:00）については、いかがですか。

「現在のままで問題無し」が 74 件 80%、「時間延長を希望」が 18 件 20%であった。（表 4-8、図 4-6 参照）

表 3-8 相談の受付時間について

N0	区分	件数	(%)
1	現在のままで問題無し	74	80%
2	時間延長を希望	18	20%
	合計	92	100%

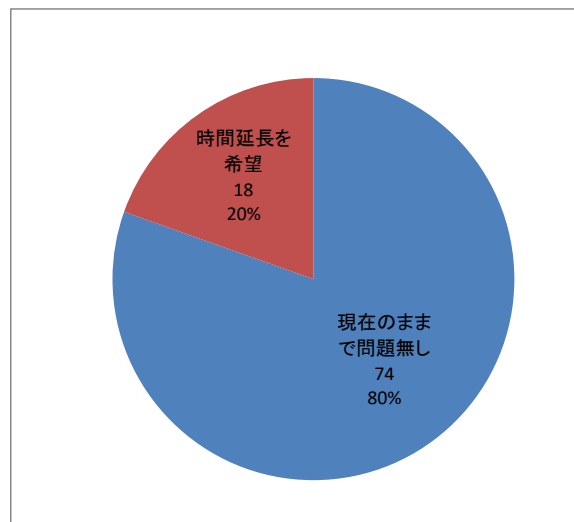


図 4-6 相談の受付時間について

Q5. 申請から回答までの時間についてはいかがでしょうか。

「現在のままで問題無し」は 91 件 99%、「やや遅いと感じる」が 1 件 1%であった。（表 4-9、図 4-7 参照）

表 4-9 回答までの時間について

N0	区分	件数	(%)
1	現在のままで問題無し	91	99%
2	やや遅いと感じる	1	1%
3	遅い	0	0%
	合計	92	100%

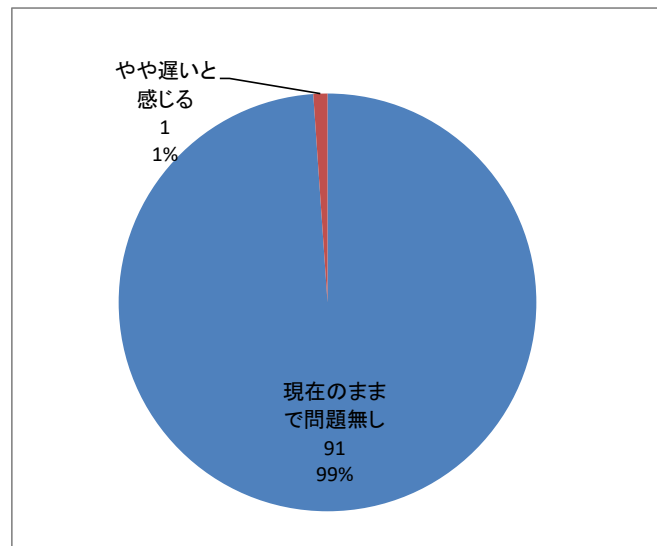


図 4-7 回答までの時間について

Q6. 相談事案への回答につき、相談員からの説明、助言等はわかりやすかったでしょうか。

「わかり易い」が 87 件 95%、「わかりにくい」は 1 件 1%であった。(表 4-10、図 4-8 参照)

表 4-10 相談員の説明等はわかりやすかったか

NO	区分	件数	(%)
1	わかり易い	87	95%
2	わかりにくい	1	1%
3	どちらともいえない	4	4%
	合計	92	100%

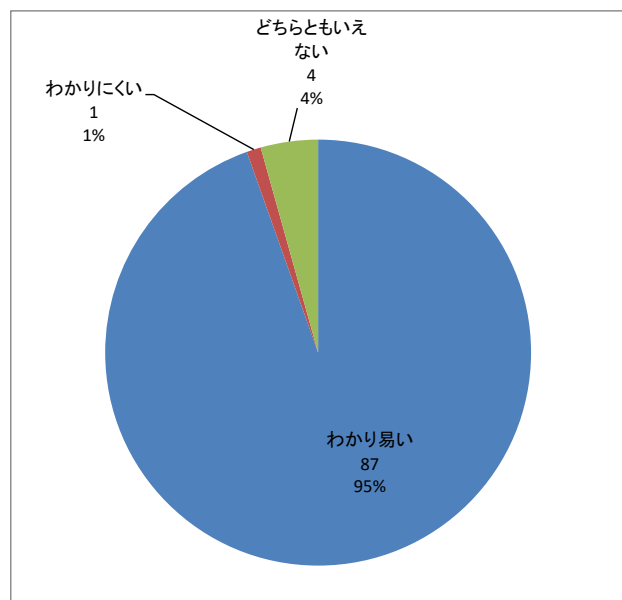


図 4-8 相談員の説明等はわかりやすかったか

Q7. 今後の事前相談業務の参考とさせていただくため、ご意見、ご感想が有りましたらご記入ください。

寄せられた意見、感想の 36 件中、「迅速、丁寧で助かっている」等の「満足している」に分類される回答は 24 件 67%であった。また、「要望・質問」に分類される回答は 12 件 33%であり、「相談書類の提出を WEB 又はメールで行いたい」が 5 件 14%、等であった。（表 4-11 参照）

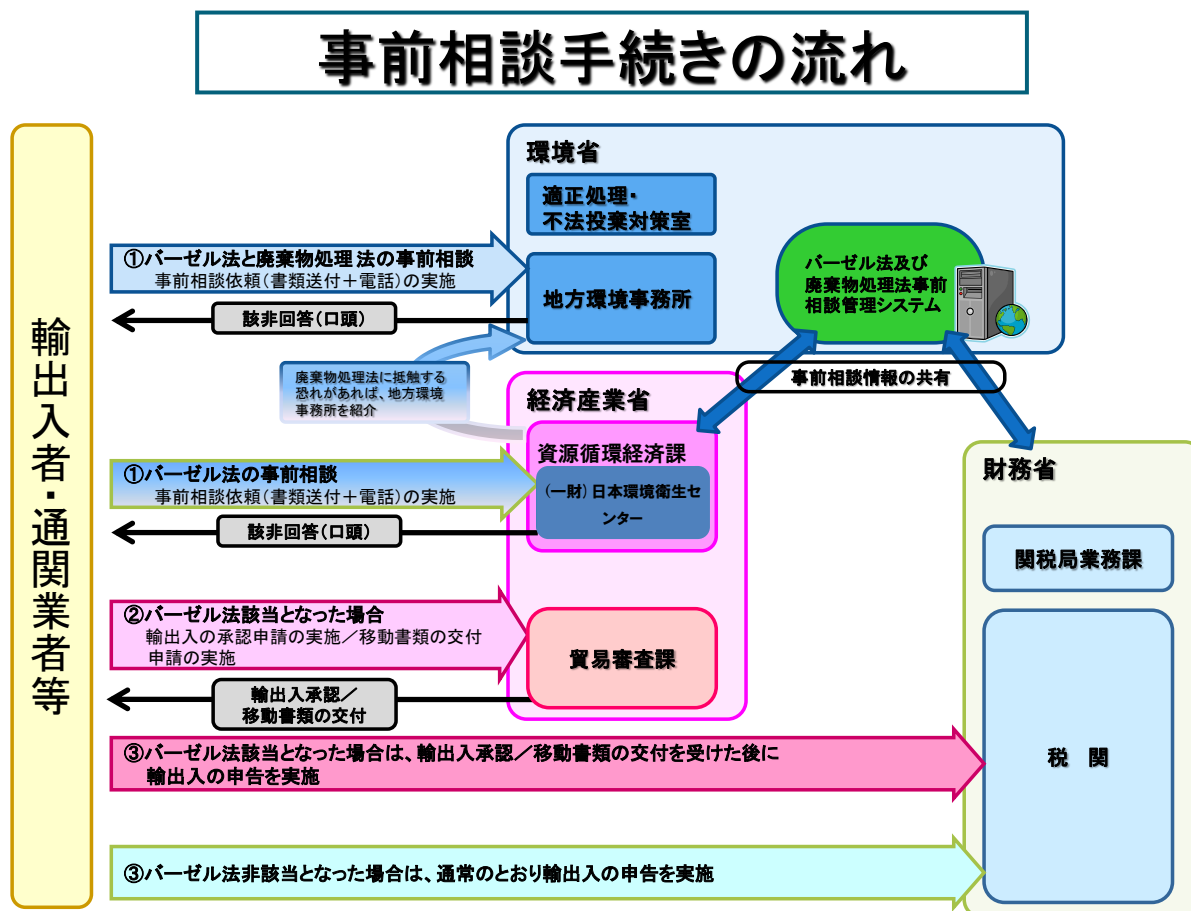
表 4-11 事前相談への意見、感想

意見、感想		件数	%	件数	%
満足している	迅速、丁寧で助かっている。	14	39%	24	67%
	今後ともよろしくお願いします。	8	22%		
	法改正等に伴う助言は助かっている。	2	6%		
要望・質問	相談書類の提出をWEB又はメールで行いたい。	5	14%	12	33%
	相談員により指摘が違う場合があるので統一してほしい。	2	6%		
	受付対応時間を延長してほしい。	1	3%		
	WEB上でできる選択形式のフォーマットを作成してほしい。	1	3%		
	申告する税関によっては相談を必須と考えている。	1	3%		
	廃プラの排出工場確認のための書類提出が困難です。	1	3%		
	分析証明書の使用期限を長めにしてほしい。	1	3%		
合計		36	100%	36	100%

参 考 資 料

参考資料 1 事前相談手続きの流れ

参考資料 2 事前相談書様式



参考資料 2

事前相談様式

FAX 044-288-4946

日本環境衛生センター事前相談資料

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、パーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

パーゼル法規制に係る事前相談書（中古品以外）

【インボイスNO. _____】

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

相談者	①会社名： _____ (輸出者・輸入者・通関業者・その他 (_____))		
	②住所： _____		
	③担当者 1) 氏名： _____, 2) 所属・役職： _____		
	④電話 _____		⑤FAX _____
	⑥事前に税関に相談した場合は次を記入してください。 1) 税関の名称： _____ 2) 担当官名： _____ 3) 税関の指示内容： _____ (電話)		
	輸出者	⑦会社名： _____	
⑧住所： _____			
⑨担当者 1) 氏名： _____, 2) 所属・役職： _____			
⑩電話 _____		⑪FAX _____	
輸入者	⑫会社名： _____		
	⑬住所 _____		
	⑭担当者 1) 氏名： _____, 2) 所属・役職： _____		
	⑮電話 _____		⑯FAX _____
輸出入	⑰ 輸出 輸入	⑱ 申告の予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 申告予定税関 (港)： _____	⑲ 取引量： _____ トン (コンテナ 本、フレコン 袋、ペラ積)
	⑳ 相手国： _____ (パーゼル条約締約国・非締約国・OECD加盟国)		
	㉑ 取引形態 (例：FOB YOKOHAMA US\$100/t)： _____		
貨物	㉒ 品目内容 (全ての品目の具体的な名称、発生事由、数量、貨物の性状)： _____		
	㉓ 発生元の名称及び所在地 (本貨物の第一次発生もと、例えば、〇〇工場、〇〇商事)： _____		
	㉔ 発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路： _____		
処理	㉕ 取引の目的： _____		
	㉖ 輸出入後の処理方法： _____		
	㉗ 輸出入後の運搬経路 (輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路)： _____		
	㉘ 処理事業者名及び作業場所の住所： _____		
実績	㉙ 過去の輸出入実績： 新規 _____ ・ 実績有り _____ 実績有りの場合は、その内容 (時期、品目、数量)： _____		

注) 本票送信後、必ず、(一財)日本環境衛生センター・パーゼル事前相談窓口までお電話願います。(電話)044-288-4941
貨物の写真はE-mailで、basel@jesc.or.jp までお送りください。

(記入要領)

1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ③担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入してください。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑥の欄に税関の名称(支署、出張所まで)、担当官名(電話番号)、税関の指示内容を記入してください。

2. 輸出者・輸入者の欄

- (1) 相談者と輸出入者が異なる場合に記入してください。
- (2) 記入の要領は1と同じです。

3. 輸出入～実績の欄

- (1) ①輸出・輸入の欄には、いずれか該当する方を○で囲み、⑱～㉑の欄に申告の予定日、申告予定港、取引量、輸出国又は輸入国名を記入し、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれかに該当するものを○で囲んでください。
- (2) ②取引形態の欄には、輸出入者との引渡し条件・取引単価とその単位を記入してください。貨物が複数ある場合の取引単価については、その中で最も低い貨物の単価を記入してください。
- (3) ③品目内容の欄には、全ての品目の具体的な名称ごとに発生事由、数量、及び性状を記入してください。
- (4) ④発生元の欄には、本貨物の第一次発生元(○○工場、○○商事等)を記入してください。
- (5) ⑤輸出者に渡るまでの経路の欄には、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。
- (6) ⑥取引の目的の欄には、当該貨物を輸出又は輸入した後、どのような用途に使用するかを具体的に記入してください。
- (7) ⑦輸出入後の処理方法には、前記(6)の用途に使用するため、どのような方法で処理を行うかを具体的に記入してください。
- (8) ⑧輸出入後の運搬経路には、輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。
- (9) ⑨処理事業者及び作業場所の住所の欄には、前記(7)の作業を実施する事業者名、住所を記入してください。
- (10) ⑩過去の輸出入実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出入実績について、いずれか該当する方を○で囲み、「実績有り」の場合はその内容(時期、品目、数量)を記入してください。

(事前相談に関する注意事項)

1. 添付いただく関係資料等

事前相談にあたっては、事前相談書の他、以下の資料またはその写しの提出をお願いいたします。

- ①～④については、事前相談書とともに提出をしてください。
また⑤～⑧については、必要に応じて提出していただくことがあります。

- ① インボイス（※必須）
- ② 輸出入契約書（※必須）
- ③ 国内取引伝票（請求書、領収書等）（※必須）
- ④ 貨物全体の写真（※必須 電子メールで送付ください）
貨物が廃プラスチックの場合には、廃プラスチック類の概要説明書
- ⑤ 成分分析表
- ⑥ 分析サンプルの写真
- ⑦ 企業概要
- ⑧ その他

2. 事前相談の位置付け

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入をする際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

近年、バーゼル法規制対象に該当しない貨物であることが容易に判断できるにも関わらず、繰り返し事前相談を行う方がおられますが、本事前相談サービスは事業者側で判断が困難なケースに対する行政支援であることをご理解の上、不必要な相談依頼はお控えいただきますようお願い致します。

3. その他の注意事項

事前相談をお受けする際には、相談内容によっては更なる資料の提出や分析試験等、追加作業を依頼することがございますので、時間に十分な余裕を持って（1週間程度）ご相談ください。該否判断をする上での資料不足等があった場合、税関への申告予定日まで（事前）に助言や該否判断ができない場合がございます。ご注意ください。

提出いただいた書類は、「廃棄物等輸出入管理システム」に登録させていただきますので、ご了承ください。廃棄物等輸出入管理システムとは、事前相談の内容やこれに対する助言等を登録したシステムであり、その内容については、環境省（地方環境事務所を含む）、経済産業省、税関が閲覧可能となっています。

FAX 044-288-4946

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するかどうかについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書（中古品）

【インボイスNO. _____】 記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

相談者	① 会社名： _____（輸出者・輸入者・通関業者・その他（ _____ ））		
	② 担当者 1）氏名： _____， 2）所属・役職： _____		
	③ 電話 _____	④ FAX _____	
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1）税関の名称： _____ 2）担当官名： _____ 3）税関の指示内容： _____（電話）		
	貨物	⑥ 輸出 輸入	⑦ 申告の予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 申告予定税関名（港）： _____
⑨ 相手国： _____（締約国・OECD・非締約国）			
⑩ 過去の中古品の輸出入実績： 新規・実績有り 実績有りの場合はその内容（時期、品目、数量）： _____			
⑪ 中古品の内容（全ての品目の具体的な中古品（製品）種名、数量）： 製品種名（数量） 製品種名（数量） 輸出入する中古品毎に記載。			
⑫ 破損、汚れ等の確認：確認済み（破損、汚れ等 無、有（→⑩へ）） 確認者の会社名、氏名： _____ （通電等による正常作動検査結果）： _____ 輸出入する中古品毎に記載。			
⑬ 荷姿（運搬中の破損等防止策を踏まえ、梱包の方法を、品種毎に記載。）： _____			
⑭ 発生（購入）元（輸出の場合は、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。仕入元の古物営業法に基づく古物商の許可の有無。）： 発生元から輸出時までの保管状況： 建屋内、その他（ _____ ）			
⑮ 輸出入後の用途： 輸出入国での販売、再輸出、その他（ _____ ） （販売等事業者名、住所）			
⑯ 輸出入後、軽微な修繕がある場合は、その内容： _____			
⑰ 輸出先国で、許可等ライセンスを義務づけている場合は、その 有、 無			

⑱ 貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ〔チェック〕をお願いします。） はい いいえ ・ 今回輸出入する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。 ☐ ☐ （“いいえ”の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。）
⑳ 事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。 同意 ・ 提出頂いた書類は、「廃棄物等輸出入管理システム」に登録させていただきますので、ご了承願います。 ☐ （注）「廃棄物等輸出入管理システム」とは、事前相談の内容やこれに対する助言等を登録したシステムであり、その内容については、環境省（地方環境事務所を含む）、経済産業省、税関が閲覧可能となっています。
㉑ 以下の資料又はその写しの提出が必須です。 1) インボイス、2) 輸出入契約書、3) 国内取引伝票（請求書、領収書等）、4) 品目ごとの写真（梱包前、後）、5) 輸出入国での販売店舗の写真、6) 企業概要、（必要に応じ、輸出先国のライセンス（写し）」等）。なお、欄内に記載できない場合は、別添を添付ください。

注）本票送信後、必ず、（一財）日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。（電話）044-288-4941
 貨物の写真はE-mailで、basel@jeso.or.jp までお送りください。

（日本環境衛生センター使用欄）

助言と同時に、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」ということについて伝達を実施（実施したら、レ〔チェック〕する→□）
--

（記入要領）

（一財）日本環境衛生センター相談用資料（２）

１．相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んで下さい。
- (2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印して下さい。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入して下さい。

２．貨物の欄

- (1) ⑦～⑨の欄に申告予定税関名（港）、申告の予定日、取引量、輸出国名を記入し、参考まで、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ⑩過去の輸出実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出実績について、有又は無のいずれか該当するものを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。
- (3) ⑪中古品の内容の欄には、全ての品種（製品種）名ごとに数量を記入してください。
- (4) ⑫欄については、破損、汚れ等の確認は、確認済みであることが前提です。未確認であれば、確認後、提出してください。確認した結果、破損・汚れ等について、該当するものを○で囲んでください。仮に、有に○をした場合、⑬を確実に記載してください。
中古品の種類に応じては、個別製品ごとに製造年・型式・メーカーと通電等による正常作動検査結果を記載した別添資料を添付してください。
- (5) ⑬荷姿の欄には、品目ごとに、個々に段ボール、ビニル包装等を実施している否か、その梱包方法等を記載してください。（必要に応じて、別添資料として記載いただいても結構です。）
また、液晶テレビ等の画面部等、運搬中に破損する恐れのある箇所には、画面等の保護を実施しているかを記載してください。これら保護が実施されていない場合や、個々の中古品に包装をせずフレコン袋等にまとめて積み込む場合等は、運搬中の破損の恐れがあり荷姿が不適切として、中古品とみなせない場合があることに、ご注意ください。
- (6) ⑭発生（購入）元の欄には、輸出の場合にあたっては、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。また、古物商の許可・届出者である場合は、その旨、記載してください。保管状況は、該当するものを○で囲ってください。
- (7) ⑮輸出後の用途の欄には、輸出相手国において、当該中古品をどのような用途に使用するかについて、「販売」、「再輸出」、「その他」のいずれかに該当するものに○で囲み、「その他」の場合にあつては、具体的な内容を記入してください。また、事業者等名、住所は、それを販売する者を具体的に記載してください。（これは、輸出にあたっては、中古品の市場があり、それを適切に販売等する事業者の存在を確認するためのものです。）
- (8) ⑯軽微な修繕の有無の欄には、軽微な修繕の内容を記載してください。修繕がない場合は、「無し」と記載してください。なお、軽微な修理でない主要部の部品交換等を実施する場合は、交換したものが廃棄物等に該当する懸念がありますので、この場合は、環境省の各地方環境事務所にお問い合わせください。
- (9) ⑰輸出先国のライセンスの欄には、ライセンスを義務づけの有無を記載してください。義務づけている場合は、そのライセンスの概要を記載するとともに、ライセンスの写しを添付することとし、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳（又は、英語訳）を添付してください。

３．添付写真について

- (1) 中古品の品目ごとの写真
 - ① 品目毎に、梱包前の写真と、梱包後の写真を提出してください。
 - ② 複数の品目が同一貨物で輸出する場合は、その品目毎に、梱包前・後が必要です。
 - ③ また、同一品目であっても、その中古品の大きさや形状が大きく異なるものや、梱包の方法が違うものは、それ毎の写真が必要です。
- (2) 輸入国での販売店舗の写真

- ① 輸入国で市場があることを確認するための写真で、販売店舗（店舗全景（店舗名が確認できるもの）と商品陳列等の様子が分かるもの）の写真を提出してください。
- ② 再輸出が予定されている場合は、再輸出されるまでの保管場所の写真を提出してください。

4. その他

- (1) 記載内容が多く、事前相談書（1枚）に記載できない場合は、別紙○として記載し、添付してください。
- (2) 中古品取引の事実関係が確認できる輸出者と輸入者との間の契約書等を提出してください。なお、当該契約書等には、「使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む）」及び「部品取りされない」旨が少なくとも記載されている必要があります。
- (3) 廃棄物処理法上の廃棄物の該当については、本事前相談で受け付けておりません。
廃棄物処理法に規定する廃棄物に、「該当」と相談者が判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所にご相談ください。

